

# 山梨県公報

号外第1号	日曜木
平成二十六年 1月11日	平成 25 年 4 月 26 日付け山梨県公報号外第 26 号

## 四 次

### 監査委員

○包括外部監査人の監査の結果に基づく措置状況……………】

### 監査委員

#### 山梨県監査委員指示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十一條の二十八第六項の規定により、包括外部監査人の監査の結果に基づく措置状況について通知があつたので、次のとおり公表する。

平成二十六年一月三十一日

山梨県監査委員  
芦沢幸彦  
中込正敏  
中河則郎  
西元彌

#### 指摘事項

テーマ1 山梨県企業局の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について

#### 指摘事項

テーマ1 山梨県企業局の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について

#### 指摘事項

テーマ1 山梨県企業局の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について

#### 1. 電気事業 1-1 企業局本庁 1. 内部統制関係

（1）電気事業会計から地域振興事業会計へ計へ貸し付けられている貸付金の金利について（意見）

電気事業会計から地域振興事業会計へ貸し付けられている貸付金の金利が0.01%と極めて低利である。企業局の行う各事業は独立採算を前提としていることから、県債等の調達金利を参考として金利設定すべきである。直近の県債金利0.8%を適用して計算すると、電気事業会計から地域振興事業会計へ年52百万円の利益が付け替えられていることとなる。

（2）規程と異なる局議運営について（指摘事項）

企業局では局議が最高方針、重要施策等の審議機関として局議規程に規定されている。しかし、実態はこれらの事項を個別に決裁を経て決定しており、局議は協議事項の報告機関となっている。また、局議は毎週水曜日に開催すると規定されているが、実際は月に1回から2回の開催にとどまっている。現実の運営が合理的な

公営企業実務提要において、貸付金利は一般の金利水準等を勘案して、会計期間の協議により定めることとされており、地域振興事業への貸付は、電気事業の運営に支障のない範囲で、貸付時の金利水準で金利を設定している。

実態に合わせ、局議規程を見直し、改正した。

	<p>ものであれば、局議規程を実態に合わせて見直すべきである。</p> <p>(3) 起案書の決裁日付等について（指摘事項）</p> <p>支出負担行為同い等の起案書に決裁日付がないものや決裁日付が鉛筆書きで記載されているものが散見された。今後は起案書の決裁日付を適切に記載する必要があり、また、修正不能なボールペン等を使用して記載する必要がある。</p>	<p>II. 中期計画・修繕計画関係</p> <p>(1) 中期経営計画における目標数値の設定について（意見）</p> <p>中期経営計画において目標数値が設定されている項目が少ない。業績評価における評価可能性を高めるためにも、目標数値を設定する項目を増やすことが望まれる。</p> <p>(2) 個別の工事ごとの修繕計画と実績の比較について（意見）</p> <p>修繕計画と実績の比較を行うにあたって、見積り精度の向上や今後の修繕計画へ反映するためにも、個々の工事ごとに見込額と実績額との比較・分析を行うことが望まれる。</p>	<p>現在の目標数値の設定項目で、経営計画について達成状況を評価できると考えているが、項目を増やすことについては、今後、必要に応じて検討していく。</p>
	<p>III. 契約関係</p> <p>(1) 見積もり合わせの有効性がない場合における単独随意契約の検討について（意見）</p> <p>随意契約に当たり2社の見積もり合わせによつている委託業務があるが、当初から1社のみの選定が想定される場合には、業務の効率性の観点から単独随意契約の締結を検討すべきである。</p> <p>(2) 保守業務等の委託契約（単独随意</p>	<p>（3）ガソリン購入の単価改定理由の明確化について（意見）</p> <p>ガソリンの購入に当たっては、年度開始時点において1リットルあたり単価の見積りによる随意契約を行い契約業者の決定を行っているが、著しい市場価格の変動に伴う単価改定時には当初の契約業者とのみ協議を行つており、事実上の単独随意契約となつてしまつて、事業コストを勘案した上で1つの解決策としては単価改定時のルールを設定することが考えられる。また、この件については、山梨県全庁としての検討事項であるため、山梨県の然るべき部署において全局的な対応を行うことが必要である。</p> <p>(4) 実際の保守業務を行つてゐる業者との直接契約について（意見）</p> <p>企業局財務会計システム保守業務の委託にあたり、実際に保守業務を行つてゐる業者は山梨県への登録業者でないことがある。業務の効率性の観点から、当該保守業者が直接の契約者となるように依頼を継続していくことが必要である。</p>	<p>（3）ガソリン購入の単価改定理由の明確化について（意見）</p> <p>ガソリンの購入に当たっては、年度開始時点において1リットルあたり単価の見積りによる随意契約を行い契約業者の決定を行っているが、著しい市場価格の変動に伴う単価改定時には当初の契約業者とのみ協議を行つており、事実上の単独随意契約となつてしまつて、事業コストを勘案した上で1つの解決策としては単価改定時のルールを設定することが考えられる。また、この件については、山梨県全庁としての検討事項であるため、山梨県の然るべき部署において全局的な対応を行うことが必要である。</p> <p>（4）実際の保守業務を行つてゐる業者との直接契約について（意見）</p> <p>企業局財務会計システム保守業務の委託にあたり、実際に保守業務を行つてゐる業者は山梨県への登録業者でないことがある。業務の効率性の観点から、当該保守業者が直接の契約者となるように依頼を継続していくことが必要である。</p>
	<p>（意見）</p> <p>当該業務の契約については、契約の性質から競争入札に適しないと認められるため、単独随意契約により行うこととした。</p>	<p>（意見）</p> <p>当該業務の契約については、契約の性質から競争入札に適しないと認められるため、単独随意契約により行うこととした。</p>	<p>（意見）</p> <p>今後は、契約準備行為が認められていい業務等については、年度開始前に契約準備行為を行い、間違いが起きないよう余裕をもつて処理を行うこととした。</p>

	<p><b>IV. 給与・人事関係</b></p> <p>(1) 各出先機関における非常勤嘱託職員等の給与計算について（意見）</p> <p>各出先機関で行っている非常勤嘱託職員等の給与計算に誤りが散見されたが、そのようなミスの防止及び出先における事務作業の軽減化を図るためにも、出先機関においては非常勤職員等の勤怠管理のみを行い、その給与計算については本庁において一括して行う方式に変更すべきである。</p>
	<p>(2) 短期臨時職員用決定通知書の交付等について（指摘事項）</p> <p>山梨県において平成23年4月1日に施行された「臨時職員取扱要綱」の一部改正において法律上義務付けられている労働条件等についての書面での交付が行われていない」との指摘を平成22年度の包括外部監査で受けたことにより行われた。企業局においても、各所属に改正の通知を行ってはいたとのことであるが、発電総合制御所、石和温泉管理事務所においてはそのような改正が行われていたことは認知されていなかった。本改正は労働基準法の遵守を目的としてなされたものであり、早急にその対応を要綱に則したものへと正すべきである。</p>

	<p>(3) 一般職員の人事評価制度の本格的な導入について（意見）</p> <p>管理職は能力評価の結果が給与に反映される仕組みとなっているが、一般職は人事評価制度が試行段階にあり、給与に反映される仕組みとはなっていない。一般職員の評価結果を給与等に反映し、職員の仕事に対するモチベーションを向上させ、組織としてのパフォーマンスを向上できるよう、管理職と同様に人事評価制度を本格的に導入することが必要と考えられる。</p>
	<p><b>V. 決算書・貸借対照表項目関係</b></p> <p>(1) 改正地方公営企業法施行規則に基づく決算書への固定資産の減価償却の方法等の注記について（意見）</p> <p>現行の地方公営企業法施行規則上要求されていないため、固定資産の減価償却の方法等の注記を行っていないが、平成24年1月27日改正の地方公営企業法施行規則では注記を行うことが義務付けらされているため、今後は所要の注記を行うよう留意する必要がある。</p>

## (意見)

電気事業会計の現金20,000円について山中湖莊が保有する現金であり、企業局職員がその残高を確認しているが、定期的な実査の実施や実査調書の作成等が行われておらず管理体制に不備がある。現金など換金性の高い資産については、着実な管理体制を構築する必要がある。

## (3) 保管・預り有価証券の区分等について（指摘事項）

企業局の出納取扱金融機関である山梨中央銀行、収納取扱金融機関である山梨県民信用組合及び笛吹農業協同組合から受け入れた首都高速道路等の債券につき、貸借対照表上、保管有価証券、預り有価証券として流動資産、流動負債の区分に計上しているが、固定資産、固定負債の区分に計上する必要がある。また、発行する預り証に担保物件の特定をするためにも、証書ナンバーなどを明記する必要がある。

## VI. 固定資産関係

## (1) 固定資産システムの登録誤り等について（指摘事項）

国有資産等所在市町村交付金法により、発電所の用に供する固定資産には所以在の市町村に対する交付金を支付することとなっている。その交付金額は、企業局の固定資産システムより算出しているが、固定資産台帳への登録が「対象外」となっており交付金に反映されていない資産が散見される。一方、管理部門で業務の用に供する資産は、市町村交付金の対象資産とならないが、固定資産台帳へ「対象」として登録し、交付金の対象資産扱いとしている資産もある。電気事業会計における固定資産を精査し、固定資

山中湖莊廃止に伴い小口現金の出納事務は廃止された。

## (意見)

産台帳への登録を修正し、交付金を是正する必要がある。

## (2) 有形固定資産の実地棚卸について（指摘事項）

有形固定資産について、実地棚卸を定期的に行っていない。決算日等一定の日を決めて実地棚卸を行い、資産の実在性等を確認すべきである。

## (3) 地域振興事業の固定資産の耐用年数の根拠について（指摘事項）

地域振興事業の固定資産の選択された耐用年数の根拠について、明確な説明を受けられないものが散見された。耐用年数を選択する際のルールを明確化しておき、また、今後、発行する預り証には、物件を特定するため、証書ナンバー等を記載することとした。

## (4) 固定資産システムの改修について（意見）

現状の固定資産システムは、個々の資産ごとの固定資産台帳は出力できるものの、すべての固定資産を一覧表形式で出力することができない。資産を総覽できるよう、一覧表形式の固定資産台帳が出力できる固定資産システムへの改修の検討が望まれる。

## (5) 固定資産管理シールによる管理が困難な資産の管理手法について（意見）

現在の固定資産の管理状況は、固定資産台帳上の資産と現物とを関連付けるため、備品については固定資産管理シールによって管理している。しかし、固定資産管理シールにより管理することが困難な固定資産については、固定資産の実態にあった対策を講じることが必要である。

今後は、固定資産台帳における記載内容と資産を確認するため、実地棚卸を行ふこととした。

## (意見)

今後は、固定資産台帳に耐用年数の根拠を記載し、明確化することとした。耐用年数決定については、地方公営企業法施行規則第15条4項に法定耐用年数により難い特別の理由、耐用年数の決定に関する規定があり、ルールは明確にされている。

## (意見)

パッケージシステムである固定資産システムの改修には、多額の費用が必要となるため、固定資産システムから出力できる固定資産データから一覧表を作成する別のシステムを開発し、資産を総覽できるよう改善した。

## (意見)

土地、構築物については、図面等で管理し、機械装置については、銘板を備えており、実態にあつた管理を行つてゐる。

<p>(6) 寄託美術品の適切な管理について (指摘事項)</p> <p>電気事業会計において購入した美術品について、どこへ寄託されているかが固定資産台帳上明らかではない。また、寄託先に預り証の発行を求める等の現物確認がなされていない。寄託先及び現物が存在することについて適切に管理する必要である。また、美術品によっては固定資産台帳上まとめて登録がされているが、別個の資産として登録、管理される必要がある。</p>	<p>寄託美術品の管理については、固定資産台帳上に、寄託先を明記するとともに、別個の資産として登録した。</p> <p>また、現物が存在することの確認については、寄託先と協議し、毎年度末に行うこととした。</p>
<p>(7) 寄託美術品の保管責任等の所在について (意見)</p> <p>山梨県立美術館美術資料取扱要綱では寄託美術品の保管責任の所在が不明確である。文書等で取り交わしを行うことが望まれる。</p>	<p>寄託美術品の保管責任等の所在については、美術館と文書等の取り交わしに向かた協議を進めている。</p>
<p>(8) 有形固定資産の残存価額について (意見)</p> <p>現状、有形固定資産の残存価額については、一律取扱い額の5%となっており。一方で、地方公営企業会計制度上は鉄筋コンクリート造等一定の建物や構築物及び装置については、帳簿価額1円まで減価償却計算の対象となることが可能であり、保守的な会計からもこれらの資産については残存価額を1円とすることが望ましい。</p>	<p>地方公営企業法施行規則において、1円償却は、強制ではなく、適用できることとされているものであるため、今後、経営への影響を分析し、対応を検討していく。</p>

<p>(11) 大和町公舎用地の有効活用について (意見)</p> <p>電気事業会計に計上されている職員公舎（大和町公舎）用地について、平成19年度の包括外部監査において有効活用するよう指摘されている。その後、今後の方針について検討はされているが、利用状況の改善はされていない。平成19年度以降の公舎の利用状況も踏まえ、改めて有効活用等を検討すべきである。</p>	<p>「今後のあり方に関する報告」を踏まえ、当面は職員公舎として利用を続け、有効活用等については引き続き検討していく。</p>
---	---

<p>(12) 寄贈された資産の新地方公営企業会計における留意点について（意見）</p> <p>現状、寄贈された固定資産については、現行の地方公営企業会計制度上「みなし償却制度」を適用し、減価償却計算の対象とされていない。しかし、新地方公営企業会計制度上は「みなし償却制度」が廃止となるため、留意する必要がある。</p>	<p>新地方公営企業会計制度においては、「みなし償却制度」が廃止となり、寄贈された固定資産についても減価償却計算の対象となるため、平成26年度からの新制度適用に向け準備を進めている。</p>
--	---

<p>VI. 引当金・積立金関係</p> <p>(1) 温泉事業会計の貸倒引当金の計上について（指摘事項）</p>	<p>職員保養所や職員公舎については、資産グループの一部を構成する資産である。 ため、当該資産グループを単位として減損を判断していく。</p>
---	---

温泉事業会計において、貸倒引当金の計上がされていないが、公営企業会計上は債権区分に応じた貸倒引当金の計上を行うことが必要である。

#### (2) 電気事業会計及び温泉事業会計における修繕準備引当金の計上方法について（意見）

現状、修繕予算と修繕実績額との差額に応じて修繕準備引当金の繰り入れ及び取崩しが行われているが、新地方公営企業会計制度においては、当該引当手法は認められず、一定期間の修繕計画に基づいた引当金額の算定が必要である。修繕引当金は修繕が事業の継続に不可欠な場合等修繕の必要性が当該事業年度において確実に見込まれるものに限り、特別修繕引当金は法令上の義務付けがある等修繕費の発生が合理的に見込まれるものに限り計上することになる。引当金の計上方法が大幅に変更となるため、できるだけ早期に新会計基準への対応を検討すべきである。

#### (3) 電気事業会計及び温泉事業会計における建設改良積立金について（意見）

平成 22 年度末現在の積立金残高 1,902,541 千円（電気事業会計）、149,557 千円（温泉事業会計）は、改良計画との関連性がなく、毎期の利益処分時に他の積立金を積み立てた後を積み立てたものであるため、改良計画と関連づけた積立とする必要がある。

#### (4) 退職給付引当金所要額の計上について（意見）

電気事業会計において自己都合期未支給額を目標に、平成 22 年度末で退職給

新地方公営企業会計制度においては、温泉浴場使用料で回収することが困難とは債権区分に応じた貸倒引当金に計上する必要となるため、平成 26 年度からの新制度適用に向け準備を進めている。

与引当金を 864 百万円計上しているが、今後は新地方公営企業会計基準に従った所要額を、原則法ないしは簡便法により算定する必要がある。平成 22 年度末現在、電気事業会計で約 15 百万円の引当金計上不足が生じている。

#### (5) 電気事業会計の渴水準備引当金の過大計上について（意見）

新地方公営企業会計制度においては、一定期間の修繕計画に基づいた引当金額の算定が必要となるため、修繕計画の見直しを行い、適切な引当額を計上できるよう準備を進めている。

電気事業会計における平成 23 年度末現在の渴水準備引当金残高 312,968 千円は、平成 23 年度引当金限度額 303,578 千円と比べて 9,390 千円の過大計上の状況となっており、引当金取崩処理の要否を検討する必要がある。

#### (6) 賞与引当金の計上について（意見）

電気事業会計及び温泉事業会計において、賞与引当金が計上されていない。現行の地方公営企業会計基準上では必ずしも計上を求められていないが、企業会計上では計上することが義務付けられており、新地方公営企業会計制度上は賞与引当金の計上が求められるため、計上について検討する必要がある。

#### VII. その他

##### (1) 市町村振興資金特別会計への貸付金の利息計算について（指摘事項）

電気事業会計から市町村振興資金特別会計へ資金の貸付が行われている。平成 23 年度末に元利金の償還が行われているが、支払期日が銀行休業日に当たることから 1 日早く償還されている。金利の計算は年度末を基準に計算されていることから、電気事業会計では当該 1 日分の金利を多く受け取っている。本来は借入期間に応じた金利計算を行うべきである。

##### (2) 市町村振興資金特別会計への貸付金の利息計算について（指摘事項）

契約書において、貸付期間が 3 月 31 日までと定められているため、貸付期間で利息の計算を行っている。今後、貸付を行う際には、解釈に疑義が生じないような表記とする。

平成 24 年度末で解消された。

新地方公営企業会計制度においては、一定の基準を設けて行つており、引当金限度額については、当該年度の電力量と収入により変動することから、予定値を年度初めに算出しており、平成 25 年度予定値は、平成 23 年度末引当金残高 312,968 千円を上回るため、引当金の取崩は不要となっている。

#### 渴水準備引当金の取り崩しについて

渴水準備引当金の取り崩しについては一定の基準を設けて行つており、引当金限度額については、当該年度の電力量と収入により変動することから、予定値を年度初めに算出しており、平成 25 年度予定値は、平成 23 年度末引当金残高 312,968 千円を上回るため、引当金の取崩は不要となっている。

#### 賞与引当金の計上について（意見）

新地方公営企業会計制度においては、賞与引当金を計上する必要があるため、準備を進めている。

#### 渴水準備引当金の取り崩しについて

渴水準備引当金の取り崩しについては一定の基準を設けて行つており、引当金限度額については、当該年度の電力量と収入により変動することから、予定値を年度初めに算出しており、平成 25 年度予定値は、平成 23 年度末引当金残高 312,968 千円を上回るため、引当金の取崩は不要となっている。

#### 賞与引当金の計上について（意見）

新地方公営企業会計制度においては、賞与引当金を計上する必要があるため、準備を進めている。

#### 渴水準備引当金の取り崩しについて

渴水準備引当金の取り崩しについては一定の基準を設けて行つており、引当金限度額については、当該年度の電力量と収入により変動することから、予定値を年度初めに算出しており、平成 25 年度予定値は、平成 23 年度末引当金残高 312,968 千円を上回るため、引当金の取崩は不要となっている。

	<p>(2) 早川水系発電管理事務所の倉庫に保管されている PCB 含有物について（指摘事項）</p> <p>企業局が所有する PCB 含有設備はひとまず早川水系発電管理事務所の倉庫に保管されるが、PCB 含有物を入れたドラム缶が 103 本未処理のままとなっている。漏洩事故の危険性もあるため、適切に保管されたい。現に保管後漏洩し、修繕処理を行ったトランク等あるため、速やかな対応が必要である。</p>	<p>PCB 含有物については、法令に則り、適切に保管しているが、漏洩事故防止のため、PCB 含有物を入れたドラム缶 103 本の密閉容器への移し替えを平成 25 年度中に行う。</p> <p>今後も、引き続き適切な管理を行っていく。</p>
	<p>(3) 多額と見込まれる PCB 含有設備の処理費用について（意見）</p> <p>PCB の処理は環境省の指導に基づいて行っているが、PCB の処理費用の見込みは 2 億 6 千万円余と多額であるため、企業局としても費用の引当てや積立預金を計上する等、独自に対応を検討しておくことが望まれる。</p>	<p>PCB の処理費用については、処理年度の売電費用に含めることとなっており、現状においては引当て等の必要はない。</p>
	<p>(4) 山梨県企業局が参加した海外調査について（意見）</p> <p>山梨県企業局が参加した公営電気事業経営者会議主催の海外調査は、その費用明細を確認した範囲においては、その支出内容の適切性について、第三者に疑義を生じさせる可能性が存在するものであつた。全額公費で実施される性格からして、その支出内容については特段慎重な確認が必要であったと判断される。また、研修旅行との差異を明確化し、事業へ有效地に反映されているかをあらためて検証することが必要と思料される。</p>	<p>公営電気事業経営者会議では、海外調査費用は、複数の業者から見積を徴取し、一番費用の安い業者を選定するなど、適切な支出に努めている。</p> <p>また、研修の成果については、報告会などを実施して職員全体で情報を共有するなど事業運営に反映させている。</p>

	<p>(6) 切手受払簿の様式の改正について（意見）</p> <p>山梨県企業局においては、郵便切手類の受払管理を「郵便切手類受払簿」により行っているが、現在の様式では、切手の種類別の残枚数を把握するためには、一定の計算が必要となる。切手類の管理のためにはその合計残額のみならず、切手の種類別の枚数を管理することが重要である。この「郵便切手類受払簿」は山梨県財務規則で定められた様式であるため、今後は必要な情報が一見して把握できるように、切手受払簿の様式について山梨県として改正を行うことも検討すべきである。</p>	<p>公営電気事業経営者会議では、海外調査費用は、複数の業者から見積を徴取し、一番費用の安い業者を選定するなど、適切な支出に努めている。</p> <p>また、研修の成果については、報告会などを実施して職員全体で情報を共有するなど事業運営に反映させている。</p>	<p>出納局において、郵便切手類受払簿の累計行の下に、次月繰越額を設けて、種類別に切手残高を記載できるよう山梨県財務規則の様式を改正した。</p> <p>今後は、この様式を利用して、残枚数を把握することとする。</p>
	<p>(7) 貸与された被服への社名や社章等の明示について（意見）</p> <p>山梨県企業局では山梨県企業局被服貸与規程に基づく対象者のうち希望者に対して作業服の貸与を行っている。専ら勤務場所のみにおいて着用する作業服等は、所得税法上給与課税されないこととなっている。このような取扱が明確となるように、山梨県企業局の社名又は社章等を作業服に記載すべきである。また、来訪する県民の利便性のためにも企業局職員であることを明示すべきである。</p>	<p>今後、貸与する被服については、県章を明示することとした。</p>	<p>推進している。また、推進の一環として具体的活動は、各所属の機能に応じて、役割を分担して実施している。</p> <p>今後も企業局全体で情報共有し、課題がある場合には、改善を図っていく。</p>

## 1-2. 発電総合制御所

## I. 契約関係

## (1) 監視制御システム保守点検業務委託の契約内容の見直しについて（意見）

①平成22年度監視制御システム保守点検委託の契約履行期間の始期が6月4日となっているが、現状では4月1日から6月3日の間は当該契約に基づいた保守業務は実施されないこととなる。この期間に障害が生じた場合には別途委託をしなければならない状態である。障害に対する迅速な対応や効率性・経済性の観点からも、保守業務については契約準備行為に準ずる方法等を採用し、4月1日から履行が開始するような契約を締結すべきである。

②平成22年度の保守点検委託契約の業務範囲は、点検及び障害時対応である。障害時対応業務は障害が発生した時に技術者を派遣する業務、3回分である。平成22年度の3回の障害時対応は何れも修繕等の支出を伴うものであり、障害時の保守業務としての意味合いは少ないものと思われる。現状のような修繕を伴うような障害時対応を行うのなら、当該契約は点検業務のみの委託とすべきである。

③契約書の仕様書には点検項目が表形式で記載されているが、当該年度に実施しない項目は項目欄に×を記載している。×を記載する方法では、×を追記することにより、改ざんが可能である。当該年度に実施しない点検項目は記載しないこと等による対応を図るべきである。

## (2) 平成21年度に行われた植栽管理の随意契約について（意見）

発電総合制御所が構内植栽管理の委託業務において、從来委託していた業務のうちの一部である寄植剪定を、経費の削減及び人材育成制度の一環として職員

①保守業務（障害対応時）については、4月1日から履行できるよう契約準備行為により発注することとした。

②監視制御システムの保守点検については、監視制御システムの精密点検を行う点検業務と障害発生時の対応を行う保守業務に分けて発注することとした。

③契約書の仕様書の記載方法について（意見）  
は、改ざんできないよう当該年度に実施しない点検項目は、記載しないこととした。

## (3) 1社単独の随意契約となっている工事の入札見直しについて（意見）

電力会社との取引に用いる計器の取替工事について、指名競争入札を実施しているが、他社の辞退により1社単独の随意契約となることが続いている。その当初落札率は高い数値を示している。このことは、入札の透明性に疑惑を生じる可能性がある。

予定価格を事前公表していることも辞退の要因の一つとも考えられるが、辞退の理由を確認し、指名業者の拡大を行うべきである。また、その理由によっては入札を断念し、単独随意契約を検討する必要がある。

## II. 固定資産関係

(1) 今後使用する見込みのない資産の廃棄処分等について（指摘事項）  
発電総合制御所の3階書庫の実査を行ったところ今後使用される見込みがないと判断される資産が放置されていた

自らで行うことを計画し、委託業務から除外して積算したが、3社の2回にわたり予定価格超過見積りにより入札が不調に終わった。これを踏まえて企業局が方針を一転し、再積算において寄植剪定を委託業務に含めた対応は、結果として当所の目的が未達成に終わってしまったおり、拙速なものであったと判断される。

また、再積算後の見積り微取において、不調になつた時と同じ3社がそれぞれ予定価格を下回る見積書を提示し、入札は成立したが、全ての業者が委託内容が追加になつていてもかかわらず、当初見積金額より低い金額を提示してきたことを勘案すると、業者に対する委託内容の説明について一定の配慮を行うことを検討すべきではなかつたかと思料される。

平成24年度から一般競争入札により実施したところ、複数の入札があつたため、今後は、単独随意契約ではなく、一般競争入札を実施していくこととした。

例年行つてゐる内容から変更して業務を発注する際は、変更になつた内容が明確に分かるよう、見積参考資料等に記載することとした。

使用見込みがない不要資産については、適切な方法で廃棄処分を行つた。

<p>が、不要な保管コスト軽減のためにも適宜廃棄等の処分を進めるべきである。また発電総合制御所は災害等の緊急時において企業局の対策本部とすることとされているため、緊急時のスペース確保という目的のためにもそのような処置を進めることが必要である。</p>
<p>(2) 備品台帳の記載漏れについて（指摘事項）</p> <p>山梨県企業局備品及び準備品の取扱要領第3条には準備品を適正に管理することとされ准备品台帳を備え付けなければならない旨定められているが、記載漏れとなつてあるパソコンが5台あった。パソコンも1万台以上であれば準備品に該当することから、漏れなく準備品台帳に記載し現物管理することが必要である。</p>
<p>(3) 固定資産の管理シール添付について（指摘事項）</p> <p>発電総合制御所で管理されている固定資産のうちパソコンについて現物確認したところ、管理シールが取れているものが1台あった。またこれとは別に機器管理台帳（パソコン一覧表）に掲載されていないパソコンが1台あった。</p>
<p>(4) 一部設備の交換の資本的支出としての計上について（意見）</p> <p>建物附属設備のうち給水設備を構成する一部の設備が、不具合のため交換されている。修繕費として計上されているが、固定資産の本体を形成するものなので、期間損益計算の適正化の観点から資本的支出として計上することも検討すべきと思われる。</p>

<p>III. 給与・人事関係</p> <p>(1) 非常勤嘱託職員及び短期臨時職員の給与計算における計算誤りについて（指摘事項）</p> <p>発電総合制御所における非常勤嘱託職員等の給与事務について、下記の通りの担当者の知識不足やエクセルの入力ミスに起因する計算の誤り等が散見された。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①扶養控除申告書提出のない職員に対する源泉徴収税額表甲欄の適用</li> <li>②賞与支給時の源泉徴収漏れ及び計算誤り</li> </ul>
<p>IV. 内部統制関係</p> <p>(1) アンケート結果に対する反省点や改善点等フィードバックした内容の文書について（意見）</p> <p>発電総合制御所では展示施設を常時設け、また、年3回の啓発活動を行っている。来館者や参加者に対してアンケートを実施し、集計結果等を全職員に回覧している。また、毎月のリーダー会議の際には改善点等の議論を行っているとのことである。しかし、その内容や意見についての議事録等は残されていない。議論された反省点や改善点等が集約化された一覧性のある文書に残して、施設や啓発活動の改善に役立てていく。</p>

動の改善に役立てるようすべくである。

(2) 官製はがきの残高管理について(指摘事項)

切手と同様、はがきについても受払簿に記載した。

今後は継続的に受松簿に記録し、厳格な管理を行っていく。

借掛料については、近隣における国半

交通省等の価格を参考として検討した結果に基づき据え置いた。

今後は、近隣山林の実勢価格を調査し、

地価が著しく変動した場合には、借地料について地権者と協議していく。

相続等で所有者が変更となつた事例に

については、新たな所有者と借地契約の締結を進めている。

また、複数の者に賃料の支払いを行つていた事例については、契約者に支払う

こととします。

今後は、有価廃材で再利用の可能性がないものは、速やかに売却等の処分を行うこととした。

卷之三

品返却調書」の書式が規定されているので、企業局も当該規定に準じて規定化し、作成することが望ましい。なお、貸付が長期に及ぶ場合には、事業所ごとの適切な原価を把握するため、資産異動の手続きを行い、実態に即した減価償却費を計上することも必要である。

#### (4) 固定資産の除却率について（意見）

早川水系発電管理事務所では、所有する固定資産の一部を除却するような場合には、全体の資産に対する除却率を用いてその除却額の計算を行っているが、その数値の決定に当たって客観的な根拠は存在しない。固定資産の除却は、行政財産を廃棄するという行為であり、その設定する数値については、客観的な根拠に基づいて設定されるべきである。

#### (5) テレビ共聴設備修繕工事の資本的支出としての計上について（意見）

早川水系発電管理事務所では平成22年度に「奈良田第一発電所管理事務所・合宿所テレビ共聴設備修繕工事」を行い、修繕費として処理を行っていた。期間損益計算の適正化の観点から資本的支出として計上することも検討すべきと思料される。

きに開としては山梨県財務規則等の例によるものとする旨の規定があるため、規程作成することが望ましい。なお、貸付が長期に及ぶ場合には、事業所ごとの適切な原価を把握するために、資産異動の手続きを行い、適切な減価償却費を計上することも必要である。

るものとする旨の規定があるため、規程見直しは、必要ないと考える。

また、資産を長期に貸し出す場合には、資産異動の手続きを行い、適切な減価償却費を計上していく。

計上していく。

#### IV. 内部統制関係

##### (1) 施設見学や啓発活動における効果的なアンケートの実施について（意見）

早川水系発電管理事務所では、奈良田第一発電所において来訪者に対して発電施設の見学を行っており、また、年1回の「早川山菜まつり」に出展し啓発活動が漏れていた。

今後は、固定資産の一部を除却する際の除却率の積算根拠の記載を徹底していく。

今後は、固定資産の一部を除却する際の除却率の積算根拠の記載を徹底していく。見学者に対してアンケートは実施しておらず、所内会議での検討も行われていない。また、啓発活動について、参加者の分析、アンケートの集計を行っている。見学者に対してアンケートは実施しておらず、所内会議での検討も行われていない。また、啓発活動について、参加者の分析、アンケートの集計を行っていない。本庁への報告はあるが、所内での会議はない。何れも反省点や改善点を議論しそれぞを議事録等に残し、施設や啓発活動の改善に役立てるようす

べきである。

##### (2) 自動車使用簿の記載上の不備について（指摘事項）

早川水系発電管理事務所では、職員が公用車を使用する際には自動車使用簿に所定の項目を記載し、次長等の決裁を受けたこととされているが、その状況を確認したところ記載事項の誤りや漏れ及び長期間決裁が行われていない状況が散見された。行政財産である公用車の使用については適切な管理がなされるべきであると考えられる。

今後は、資産の機能が著しく増進され、又は使用可能期間が著しく延長されたときなど、必要に応じて資本的支出として計上することについても検討していく。

（1）非常勤嘱託職員の賞与計算における所得税の源泉徴収について（指摘事項）

早川水系発電管理事務所における非常勤職員の給与事務について確認を行ったところ、本来行われるべき所得税の源泉徴収が行われていなかつたことが発見された。

非常勤職員の上期賞与に対する源泉徴収については、年末調整において税額の精算を行っていたが、今後は、法令に則り、適切に源泉徴収を行うこととした。

<p>(1) 用材林伐採補償の補償単価について（意見）</p> <p>用材林伐採補償について、原則として契約日時点の補償単価を適用すべきところ、旧補償単価を適用している事例が見られた。公営企業管理者の通知には価格等の協議が進んでいる場合は旧単価を適用すべきとの記載があるが、補償先への価格提示がされていない場合原則的には新単価を適用すべきである。また、例外的な取扱いを行う場合には交渉の経緯を議事録に明記し、価格協議が進捗しているため旧単価を適用している等の理由を支出負担行為伺い等に記載し、その判断の根拠を明示することが望まれる。</p> <p>(2) 土地賃借契約に関する契約書や確認事項の改善について（意見）</p> <p>連絡線電柱敷及び支線敷の土地の賃借に当たって、賃貸人にに対して事前に確認すべき事項が記載された。「確認事項」の文書を作成している。当該確認事項をもとに「土地賃借契約書」を作成し契約を締結している。確認事項及び契約書の作成方法や記載内容について次のとおり改善すべき事項が見られた。</p> <p>①②契約書及び確認事項と別紙明細書の間に、割印を行うべきである。</p> <p>③確認事項には、賃貸人の承認印が必要と思われる。</p> <p>④賃貸法人が合併している場合には、新たな契約書を作成すべきである。</p> <p>(3) 藤木スポーツ広場の土地賃借料について（意見）</p> <p>藤木スポーツ広場の土地賃借料はバブル経済末期の平成3年から改定されてい</p>	<p>補償単価の適用は、原則として、契約日を基準としているが、今回のケースでは、おおよその価格を提示していたため、その旨、議事録に記載して、旧補償単価を適用した。</p> <p>今後は、例外的に旧単価を適用する場合は、交渉の経緯を的確に議事録等に記載し、判断基準の根拠等を支出負担行為伺いに記載することとした。</p>
--	---

<p>(4) 警備の委託契約及び複写機サービスの契約等の長期継続契約の締結について（意見）</p> <p>笛吹川水系発電管理事務所では、条例において長期継続契約の締結が認められている警備委託等の契約について單年度更新の随意契約で行っている。しかし长期継続契約の締結により、事務コストの軽減や契約金額の引き下げといった効果が期待されるため、今後は一定の契約については、長期継続契約締結の選択肢も含めて、その契約内容の検討を行うべきであると思料される。</p> <p>II. 固定資産関係</p> <p>(1) 収益的支出として計上した修繕費の資本的支出としての計上について（意見）</p> <p>笛吹川水系発電管理事務所において、既存設備等の付属品として支出されたものを収益的支出として処理された事例が見られた。期間損益計算の適正化の観点から資本的支出として計上することも検討すべきと思料される。</p> <p>電気事業の資本的支出と収益的支出の区分については、国で定めている電気事業会計規則等に基づき、電気事業固定資産の資本的支出と収益的支出との整理区分要領を定め、取扱い区分を明確化している。具体的には、資産単位物品の取り替えは、資本的支出とし、資産単位物品以外の取り替えは収益的支出とするとしているため、資産単位物品である設備の一部交換は、収益的支出で適正であると考える。</p> <p>今後は、資産の機能が著しく延長されたときは、使用可能期間が著しく増進され、又は使用可能期間が著しく延長されたときなど、必要に応じて資本的支出として</p>	<p>ないが、地価の下落に伴う賃貸借料の改定協議は、民間においては当然に行われている経済的行為である。山梨県企業局においても現在の地価水準における適正な賃借料について定期的な試算を行い、その改定についても検討すべきであると考えられる。</p> <p>(4) 警備の委託契約及び複写機サービスの契約等の長期継続契約の締結について（意見）</p> <p>笛吹川水系発電管理事務所では、条例において長期継続契約の締結が認められている警備委託等の契約について單年度期継続契約が可能なものについては、長期間継続契約の締結により、長期間継続契約が可能なものについては、長期間継続契約を締結した。</p> <p>全ての契約について内容を確認し、長期間継続契約が可能なものについては、長期間継続契約を締結した。</p> <p>全ての契約について内容を確認し、長期間継続契約が可能なものについては、長期間継続契約を締結した。</p>
---	---

計上することについても検討していく。

(2) 固定資産として計上すべき資本的支出等について（指摘事項）

笛吹川水系発電管理事務所において、既存設備の付属品として支出されたもののを収益的支出として処理された事例が見られた。企業局財務規程等に則った適正な処理をすべきである。

### III. 給与・人事関係

(1) 清掃業人夫賃金の所得税の源泉徴収について（指摘事項）

笛吹川水系発電管理事務所では、藤木スポーツ広場周辺及びトイレの清掃を目的として雇用している人夫に対して賃金を支払っているが、当該賃金に対して行わるべき源泉徴収が行われていなかつた。今後は源泉徴収の微取及び納税を適正に行うべきである。また、過年度の分についても所轄税務署と協議の上、適切な対応をとるべきであると考えられる。

(2) 非常勤嘱託職員の賞与計算における所得税の源泉徴収について（指摘事項）

笛吹川水系発電管理事務所における非常勤職員の給与事務について確認を行つたところ、本来行われるべき所得税の源泉徴収が行われていなかったことが発見された。

既存設備の付属品として支出した指摘の物品については、資産計上した。

今後は、企業局財務規程等に則った適正な処理を行っていく。

トやモニタリング等は実施していない。

今後も啓発活動を行っていくに当たってはアンケート等の実施を行い、その結果を活動の改善に活かしていくべきではないかと思料される。また、施設見学の展示室の改善等も検討していくべきである。

(2) 建物の鍵の適切な管理について（意見）

職員全員に発電所建物の鍵が貸与されおり、紛失するリスクが高い状況にある。建物等へのアクセス管理について、利便性と防犯上のリスクを比較考慮した判断を行うことが望まれる。

### 2. 温泉事業

I. 契約関係

(1) 沈砂槽・貯湯槽点検清掃委託の落札結果について（意見）

沈砂槽・貯湯槽点検清掃委託の落札業者をみると、指名5社のうち4社が順次に落札している。予定価格を下回っているとはい、不自然さは否めないので、指名業者の差替、若しくは拡大を図ることが望ましい。

非常勤職員の上期賞与に対する源泉徴収については、年末調整において税額の精算を行つたが、今後は、法令に則り、適切に源泉徴収を行うこととした。

(2) 足湯施設からの使用料の徴収等について（指摘事項）

温泉事業では主として旧石和町内において温泉の経営事業を行っている。管理事務所の存する笛吹市においても足湯施設3カ所に対して船湯を行つており、船湯使用料を徴収している。このうち石和温泉駅前及び小林公園内の足湯施設については条例どおりの使用料を徴収しているが、管理事務所に隣接する施設（石和温泉足湯広場）については基本料のみの徴収であり、超過料金（5年間で推計587

山梨県建設工事等指名選定要領に則り、5社で指名競争入札を行っていたが、同要領第2条に規定されている「指名数を5割まで増やすことができるものとする。」を適用し、本業務においては、指名業者を7社に拡大した。

温泉事業では主として旧石和町内において温泉の経営事業を行っている。管理事務所の存する笛吹市においても足湯施設3カ所に対して船湯を行つており、船湯使用料を徴収している。このうち石和温泉駅前及び小林公園内の足湯施設については条例どおりの使用料を徴収しているが、管理事務所に隣接する施設（石和温泉足湯広場）については基本料のみの徴収であり、超過料金（5年間で推計587

万円)の減免を行っている。条例に従つた使用料を徵収すべきである。尚、あえて減免が必要と認められるのならば規定等を設けて明確化すべきである。

(3) 分湯栓点検清掃委託の点検による判定の平準化等について(意見)

分湯栓点検清掃委託において、下記の問題点が見受けられる。

①分湯栓点検の結果報告によると、委託業者により異常箇所の指摘にバラつきが見られる。異常箇所の判定は業者の主観に依存しているためあり、仕様書の明確化や点検マニュアルを設けるなど、検査判定の平準化を図るべきである。

②異常箇所の報告を受けた後に管理事務所側で現地確認を行っているが、その後の処理の経過報告書等が作成されていない。対応状況の記録を保存することが必要である。

(4) 温泉使用料の未収金の適切な管理について(指摘事項)

温泉使用料の未収入金について、発生日の古い債権が12,211千円滞留している。適切な管理がされていないため、このうち消滅時効の対象となっている債権が10,482千円ある。債権の消滅時効の中斷を行うため、契約相手先に一部支払をさせることや債権の存在確認等の手続を行う必要がある。

(5) 規程に従った契約解除の実施等について(指摘事項)

現状では使用料の徵収に関して、規程に従った契約解除が行われていない。規程に基づかない契約解除を行うのならば、契約解除時期について明確にルール化を行う必要がある。また、延滞債権については、条例に従った延滞金を徵収す

べきである。

## II. 固定資産・棚卸資産関係

### (1) 固定資産の廃棄処分に至るまでの決裁内容(指摘事項)

固定資産の除却は、山梨県企業局財務規程第79条に規定された不要品の処分にもとづき処理される。固定資産の用途の廃止、売却の検討、廃棄処分手続等除却に至るまでの一連の手続きにあたって、所定の決裁を受けることが必要である。しかし、同條に規定された振替伝票の発行手続を除き、これらの決裁が書面に残されていない。これらの各段階において決裁を受けた内容を書面に残す必要がある。

②異常の報告を受けた場合の対応については、記録として、保存することとした。

③異常の報告を受けた場合の対応について、記録として、保存することとした。

### (2) 重油の貯蔵品計上について(指摘事項)

重油約10kℓ(約1百万円)を保管しているものの、たな卸資産(貯蔵品)として計上していない。

### (3) 簿外となっている印紙及び切手について(指摘事項)

温泉管理事務所の金庫内の実査を行ったところ、受払簿に記載のない62円切手1枚と200円の印紙1枚が発見された。切手等は容易に換価可能な現金同等物であり、今後は金庫内についても定期的に点検を行い、より一層の厳格な管理を行っていくべきである。

### (4) 事務所建替設計委託費用の会計処理について(指摘事項)

規程では、給湯停止後3ヶ月経過した時点で、契約を解除することができるることとなっており、滞納者の状況、納付の見込み等を考慮して対応しているため、規程に従った対応を行っている。

また、延滞金については、条例に従い、

徵収することとした。

### II. 固定資産・棚卸資産関係

#### (1) 固定資産の廃棄処分に至るまでの決裁内容(指摘事項)

今後は、固定資産を除却する際には、用途廃止、売却の検討、廃棄処分の各段階で決裁を受け書面に残すこととし、財務規程に則り、適正な処理を行っていく。

保管していた重油は、たな卸資産として計上した。

調査したところ、当該切手及び印紙の所有者が判明したため、返還を行った。今後は、金庫内を定期的に点検し、より一層厳格な管理を行っていく。

規程では、給湯停止後3ヶ月経過した時点で、契約を解除することができるることとなっており、滞納者の状況、納付の見込み等を考慮して対応しているため、規程に従った対応を行っている。

また、延滞金については、条例に従い、

<p>(5) 配湯管の耐用年数の合理的な決定について（指摘事項）</p> <p>配湯管の耐用年数は、水道用等の配水管の耐用年数に準じて決定されており、平成 14 年度より前に取得されたものは 25 年、平成 14 年度以降に取得されたものは 40 年が選択されている。単に取得時期によって耐用年数が異なるということは配湯管の経済的使用可能期間を適切に反映する耐用年数であるかどうかについて疑惑が残る。合理的な耐用年数を決定すべきである。</p>
--

<p>III. 給与・人事関係</p> <p>(1). 非常勤職員等の給与・事務誤りについて（指摘事項）</p> <p>温泉管理事務所における非常勤職員等の給与・事務について確認を行ったところ、雇用契約期間が 2 ヶ月を超える者に対する源泉徴収税額表丙欄の適用という誤った処理を行っていた。</p> <p>IV. 内部統制関係</p> <p>(1) 給湯規程に規定された帳票の作成について（指摘事項）</p> <p>山梨県営石和温泉給湯規程では作成し、備え置くべき各種の帳票を規定している。このうち給湯台帳及び源泉台帳については、表計算ソフトによる類似した帳票は作成されているが、規定された様式の帳票が作成されていない。原則として規定された様式に基づく帳票を作成し、これに基づき管理すべきである。また、これらの様式が管理の実態と合っていないならば、様式の変更を検討すべきである。</p> <p>(2) 平成 22 年度の消費税課税處理の错認について（指摘事項）</p>	<p>法令を確認したところ、平成 14 年度より前に取得したものについても、耐用年数を 40 年にする必要と判明したため、40 年に統一することとした。</p> <p>法令を確認したところ、平成 14 年度より前に取得したものについても、耐用年数を 40 年にする必要と判明したため、40 年に統一することとした。</p> <p>今後は、乙欄を用いて源泉徴収を行うこととした。</p>
--	--

<p>（2）より精緻な経営計画の策定について（意見）</p> <p>地域振興事業会計では、電気事業会計から長期の借入をしているが、償還期間の変更等契約が度々変更されている。企業同内の他会計間の貸借であり、契約当事者が同一であることから、安易に契約の変更が行われているものとの印象を受けた。より精緻な取支計画を作成し、これに基づく契約を締結すべきである。また、現在作成されている取支見込が契約内容に適切に反映されていない。さらに、償還期間が長期にわたることから、今後予測される大規模修繕を取支計画に反映すべきである。</p> <p>（3）長期借入金の計画的な返済について（意見）</p> <p>電気事業会計から借り入れている地域振興事業会計の長期借入金は平成 22 年においては、安定した納入金の確保を</p>	<p>課税売上として、消費税の修正申告を行った。</p> <p>「地域振興事業（丘の公園）」あり方検討委員会の提言に基づき作成した経営改善策では、当面は緊急性の高い修繕を実施することに留め、次期指定期間中に損益勘定留保資金残高の推移を予測する中で、施設更新・改修計画を策定することとしている。</p> <p>「地域振興事業（丘の公園）」あり方検討委員会の提言に基づき作成した経営改善策では、当面は緊急性の高い修繕を実施することに留め、次期指定期間中に損益勘定留保資金残高の推移を予測する中で、施設更新・改修計画を策定することとしている。</p> <p>長期借入金については、平成 20 年度に改訂した経営健全化計画により償還を行っている。しかし、指定管理者からの納入金を平成 21 年度から減額しているため、償還計画をやむを得ず変更したことである。次期指定期間においては、大規模修繕の必要はないが、今後はそうした点を考慮した取支計画を検討していく。</p> <p>平成 26 年度から新たな指定管理期間においては、安定した納入金の確保を</p>
--	--

度末 6,216 百万円であるが、現状の返済期間は 75 年となっている。長期借入金償還計画が非常に長期に渡っており、また、平成 22 年度の償還額では完済には 155 年を要することから、返済の目処に疑惑が生じるため、着実かつ早期に返済が図られるよう努められたい。

## II. 内部統制関係

### (1) 指定管理者の経営及び財務状況のチェックについて（意見）

丘の公園の管理及び運営については、指定管理者制度を導入している。現在の指定管理者には選定時のプロポーザル内容と異なる経営や粉飾決算、役員による資金の流用等財務的な問題点が見られた。指定管理業務は指定管理者の経営状態や財務的な基礎を前提として行われることから、企業局は運営面のみならずこれらの方からも指定管理者を適切に指導すべきである。

### (2) 指定管理者の提出した事業計画と実績とのチェックについて（意見）

丘の公園の管理及び運営について、指定管理者に対し事業計画書を事前に、事業報告書を年度終了後提出させている。しかし、事業計画書と事業報告書との收支状況や損益状況の対比及びその分析は行われていない。これらに基づき改善点の協議や指導を行うことは必要と思われる。

### (3) 丘の公園各事業別の収支及び損益状況の把握について（意見）

丘の公園の管理及び運営において、指定管理者が提出した事業報告書等をもとに、企業局では指定管理者の事業ごとの損益計算書を作成している。これは指定管理者の行う事業の損益状況であり、企

より、借入金の着実かつ早期の返済が図れるよう努めていきたい。

指定管理者による管理運営状況については、毎年度モニタリング調査や現地調査を行い、詳細にチェックしている。なお、新たに指定管理者の選定を行った場合には、選定時のプロポーザル内容が実施されているか適切に確認、指導を行うこととした。

## III. 固定資産関係

### (1) 資本的支出の会計処理及び償却に関する耐用年数取扱通達（国税庁通達）の適用の検討について（意見）

地域振興事業の資本的支出の会計処理及び償却に関し、実務上は耐用年数の適用等に関する取扱通達（国税庁の法人税基本通達や耐用年数の適用に関する取扱い通達）を考慮した処理がなされていることから、財務規程が別に定める運用基準においても、上記取扱通達の適用を認め等実務に応じて見直しをすべきである。

### (2) 丘の公園ゴルフ場に関する委託費の会計処理について（指摘事項）

丘の公園ゴルフ場で平成22年度に実施された暗渠排水工事を委託費として支出している。しかし、当該工事は資産の新設にあたるため資本的支出であり、収益的支出である委託費として支出することは適切ではない。資本的支出である改良費として支出するべきであった。

### (3) ゴルフ場のコース関係支出における会計科目の設置検討について（意見）

清里丘の公園ゴルフ場のコース関係支出は構築物に区分されているが、非償却資産となっている。一方、構築物は企業局財務規程上、償却資産とされているが矛盾している。従って、非償却資産で管理者の行う事業の損益状況であり、企

業局としての事業ごと（ゴルフ場事業、レジャー事業、レストラントリ事業）の損益は表示していない。企業局として地域振興事業内の事業別の損益がどのような状況であるか把握し、その採算性を分析することは必要であり、今後の事業のあり方を検討する際には不可欠と思料される。

事業計画書との収支状況や損益状況の記載方法について指定管理者へ指導を要行うとともに、その内容を分析し、必要に応じて協議や指導を行うこととした。

（2）丘の公園ゴルフ場に関する委託費の会計処理について（指摘事項）  
丘の公園ゴルフ場で平成22年度に実施された暗渠排水工事を委託費として支出している。しかし、当該工事は資産の新設にあたるため資本的支出であり、収益的支出である委託費として支出することは適切ではない。資本的支出である改良費として支出するべきであった。

（3）ゴルフ場のコース関係支出における会計科目の設置検討について（意見）  
清里丘の公園ゴルフ場のコース関係支出は構築物に区分されているが、非償却資産となっている。一方、構築物は企業局財務規程上、償却資産とされているが矛盾している。従って、非償却資産で構築物でも非償却資産として取り扱えるよう財務規程を改正し、整合性を図った。

あるコース関係支出については、別途「コース勘定」などの会計科目を設けて区分することを検討すべきである。

(4) 工事関係支出予算科目の選択について（指摘事項）

平成22年度の工事関係支出の予算科目選択において、契約事務手続きの違いにより、委託費、修繕費などの選択をしている。委託費を選択した理由として、丘の公園の指定管理者に工事を委託したことを挙げているが、工事を依頼した業者によって予算科目が異なることは適切でない。

(5) 丘の公園ゴルフコース芝生修繕の契約について（指摘事項）

平成22年度8月の丘の公園ゴルフコースの芝生修繕工事は、単独随意契約として行なわれた。当該契約はその内容から勘案して規定に従い競争入札とすることが妥当であったと判断される。また、設計額と見積額が細部にわたって同額であつたことから、当初より単独随意契約としたことには決定されており、単独随意契約とした理由書についてはそれを事後的に補完するため作成したのではないとの疑惑を受ける恐れがある。単独随意契約は、特定業者との競争等の危険性が高い。そのためその運用に当たっては慎重な配慮が求められる。

今後は、工事業者に直接工事を発注し、修繕費で執行することとした。

今後は、工事業者に直接工事を発注し、修繕費で執行することとした。

(6) 固定資産データの移行誤りについて（指摘事項）

固定資産システムの移行に際して、データ移行に誤りがある資産が散見された。すべての固定資産データが適切に移行されているかどうかについて検証を行い、不適切なデータについてすべて修正を行ふことが必要である。

IV. 指定管理者の事業報告関係

(1) 自主事業分の指定管理事業の収入及び費用からの除外について（指摘事項）

指定管理者が購入した建物2棟のうち、1棟は指定管理者が主催するイベント参加者の宿泊施設として使用している。指定管理者の事業報告に当たって、その収入及び費用を指定管理事業に含めているが、当該宿泊施設の使用は指定管理者の自主事業に当たるので、指定管理事業より除外して指定管理事業の報告を受けるべきである。

該当する建物について、指定管理事業の収入及び費用から除外し、指定管理事業の報告を受けることとした。

(2) 指定管理者が提出する事業報告書の改善について（意見）

丘の公園の指定管理者は、企業局に対して決算終了後に事業報告書の提出を行っているが、現在の様式では指定管理事業のみの決算数値が分かる資料は含まれておらず、その算出は企業局が独自に行っている。本来的にはそのような作業は報告者たる指定管理者が行うべきであると判断され、今後は自身の責任において指定管理事業のみの決算数値を算出させ、それを報告資料として添付すること

今後も、一般的な取引で利用される単価等を利用し、適正な予定価格の算定に努めていく。

固定資産システムの全データを再確認し、誤りのあったデータについては、修正を行った。

を求めるべきである。

(3) 法人全体に係る共通経費の適切な按分基準の設定について（指摘事項）

丘の公園の指定管理者は、企業局より指定管理を受けている事業の他、自主事業を行っているが、共通管理部門である総務部門において発生した経費については、その全てが指定管理事業の経費とされ、前述の自主事業に対しての配賦は行われていなかった。指定管理事業の正確な損益の把握は指定管理料の積算や、企業局への納入金の算定に非常に重要であり、今後は、指定管理者に対して、共通経費について自主事業に対しても適切に配賦を行うように、指導を行っていくべきである。

(4) 企業局への納入金引き下げ協議のために支出した費用について（指摘事項）

丘の公園の指定管理者は、平成21年度に山梨県企業局と納入金引き下げを目的として協議を行ったが、その際に不動産鑑定士等に支払った費用3,592,325円の全額について指定管理事業の経費として計上していた。このような費用は性質上、指定管理事業の経費とすることは妥当ではないと考えられる。指定管理事業の経費には当該事業を運営する費用のみを計上するべきであり、企業局は指定管理者に対して、再度指導を行う必要があると思われる。

V. 丘の公園の管理運営関係

(1) ゴルフ場利用税の徴収漏れについて（意見）

丘の公園ゴルフ場において、ゴルフ場利用税の非課税の対象となる利用者の住所の記載がメンバーカードや一覧表になつたため、ゴルフ場利用税の非課税要件を

指定管理者に対し、指定管理事業と自主事業の共通経費について適切に配賦するよう指導を行った。

指定管理者に対する指導は、主事業の共通経費について適切に配賦すれば一層の適正な運営を心がけるべきであり、コンプライアンス遵守の規定を協定書等に記載すべきである。

(2) 丘の公園ゴルフコース内における車両番号のない車両の使用について（指摘事項）

丘の公園ゴルフコース内では、車両番号（車両プレート）のない車両16台を作業用の車両として使用している。企業局は、これらの車両について自動車検査証を返納の後に指定管理者へ無償譲渡している。管理する立場の企業局は、公道ではない場所とはいえ車両番号のない車両の使用を認めるべきではないと判断される。指定管理者に車両番号を再取得することを促し、指導すべきである。

(3) 使用不能となった芝刈り機の廃棄について（指摘事項）

丘の公園の倉庫に、使用不能となった企業局所有の芝刈り機14台が保管されたままとなっている。これらの資産の廃棄処分の責任及びその費用は、所有者である企業局が担うこととなる。企業局は、山梨県企業局財務規程に定められる不用品の処分に従い、廃棄処分の手続きを速やかに進めるべきである。

指定管理者に対し、免税の取り扱いについて、適正に運用するよう指導を行つた。

なお、コンプライアンス遵守の規定に

満たしていない事例が見られた。また、従業員の利用は2回まで免税との誤解があり、2回以内の利用を免税扱いとして、ゴルフ場利用税を徴収していない。丘の公園は県の施設であり、ゴルフ場利用税は県税であることから、徴収に当たっては一層の適正な運営を心がけるべきであり、コンプライアンス遵守の規定を協定書等に記載すべきである。

については、善管注意義務として協定書に規定している。

従業員の利用は2回まで免税との誤解があり、2回以内の利用を免税扱いとして、ゴルフ場利用税を徴収していない。丘の公園は県の施設であり、ゴルフ場利用税は県税であることから、徴収に当たっては一層の適正な運営を心がけるべきであり、コンプライアンス遵守の規定を協定書等に記載すべきである。

公道ではない場所で利用されているため、法令等には違反していないが、継続して使用する車両については、車両番号を再取得するよう指導を行つた。

財務規程に則り、廃棄処分の手続きを進めていく。

(4) 固定資産の管理について（指摘事項）

固定資産は、「丘の公園の管理に関する協定書」第5条により指定管理者が使用しているが、下記の問題点が見受けられ

る。

①企業局が行った固定資産の実地な  
部について、資産を個別に突合したとさ  
れる書類及び財務規程に規定された「た  
な卸明細表」が保管されていない。

②固定資産に管理シールが付されてい  
ない、あるいは、旧資産番号が付されて  
いる。

(5) 丘の公園利用者に付保する損害保  
険等内容の明記について（意見）

指定管理者は丘の公園の利用者に対し  
て、損害保険を付保している。指定管理  
者の付保について、企業局は具体的な指  
示を出していない。丘の公園の管理及び  
運営を指定管理者に委託しているとはい  
え、企業局が所有する設備であることか  
ら、指定管理者に対して最低限の内容を  
指示すべきと思われる。

## VI. その他

(1) 販売用のクオカードに関する経理  
等について（指摘事項）

地域振興事業における販売用のクオ  
カードに関して、下記の問題が見受けら  
れた。

①平成22年度末に2,256枚の在庫があ  
る。簿外となっているので、棚卸資産に  
計上し、毎年度、販売した枚数分を原価  
に振り替える必要がある。

②販売総額から販売手数料を控除した  
純額表示で収益計上しているが、総額表  
示に改める必要がある。

③販売を委託している山梨県立美術館  
協力会から、在庫を証明した書面等がな  
いので入手し、保管することが必要であ  
る。

テーマ2 資金貸付を主たる事業内容と  
する特別会計に係る事務の執行及び事業

①財務規程に則り、固定資産の実地照合  
を行うこととした。

②管理シールが付されていない固定資產  
等については、新資産番号の管理シール  
を付して管理することとした。

損害保険の付保については、平成26  
年度以降の次期指定管理者との協定書に  
おいて明記する。

年度以降の次期指定管理者との協定書に  
ついて、平成21年度から平成23年度ま  
での過去3年間の貸付実績等を検討し

た。結果として、平成23年度末に、市町  
村振興資金特別会計及び中小企業近代化  
資金特別会計が保有する剰余金は過大で  
あると思料される。より積極的な貸付等  
を行うか、又は資金取支の状況を精査し、  
余剰な資金を一般会計へ繰出することも検  
討すべきである。

VI. その他

(1) 販売用のクオカードに関する経理  
等について（指摘事項）

地域振興事業における販売用のクオ  
カードに関して、下記の問題が見受けら  
れた。

①在庫について、棚卸資産に計上を  
行なった。

②③販売総額にかかる会計処理や在庫  
を証明する書面の報告・保管についても  
適切に対応した。

## の管理について

1. 資金貸付を主たる事業内容とする特  
別会計全般

(1) 余剰な資金の一般会計への繰出の  
検討について（意見）

監査の対象となつた5つの特別会計に  
ついて、平成21年度から平成23年度ま  
での過去3年間の貸付実績等を検討し

た。結果として、平成23年度末に、市町  
村振興資金特別会計及び中小企業近代化  
資金特別会計が保有する剰余金は過大で  
あると思料される。より積極的な貸付等  
を行うか、又は資金取支の状況を精査し、  
余剰な資金を一般会計へ繰出することも検  
討すべきである。

年度の剩余金を維持することとし、剩余金  
がそれ以上に過大とならないよう、單年  
度剩余金が発生した場合には、原則とし  
て一般会計へ繰出するよう改善した。

中小企業近代化資金特別会計について  
は、当面、新たな貸付予定はないが、小  
規模企業等設備導入資金については、  
実施主体（やまなし産業支援機構）への  
貸付金が回収不能となった場合、国に返  
済する必要が生ずることから、ある程度  
の繰越金を確保していく必要があるが、  
現状の資金需要等を勘案し、一般会計へ  
の繰出しを検討していく。

(2) 外部機関を通じた貸付や専門部署  
を設けた債権管理や回収等の集中的な管  
理について（意見）

効率的な貸付やリスク軽減のため、外  
部機関を通じた間接的な融資制度への転  
換が進む中で、高度化資金は未だに直貸  
を行っており、平成24年9月に山梨県高  
度化資金改善策検討プロジェクトチーム  
から出された報告書においても、直貸を  
継続する前提となっている。

可能な限り間接的な融資制度への移行  
を行うべきである。  
また、過去の直接貸付残債については、  
各担当する所管において管理するのでは  
なく、県庁内に回収管理の専門部署を設  
けて、集中的に管理することによって、

高度化資金は、都道府県が窓口となり、  
都道府県と独立行政法人中小企業基盤整  
備機構が協調して貸付けを行うことを特  
徴としている。

したがって、当該制度の範囲内で、適  
切なりリスク管理が図られるよう、貸付限  
度額の設定等を行うとともに、貸付限度  
額を超える大規模貸付については、中小  
機構が貸付を行う方式への制度改正を  
小機構に要望している。

県では、全局的な共通認識のもとに適  
正かつ確実な債権管理を図るため、債権  
回収対策について基本事項を定めた「山  
梨県帶納債権処理方針」を平成23年3月に

より効率的な債権管理を行うべきである。

策定し、平成24年3月には、県の債権の発生から回収までの各段階における基本的事項を示した「山梨県債権回収及び処理マニュアル」を制定した。

また、関係課で構成する債権管理検討委員会と具体的な対策を検討するワーキンググループを府内に設置し、全庁的な連携のもと債権管理を行うとともに、税理・法令部門等で構成する山梨県債権管理・回収グループによる専門的な支援体制を構築している。

平成24年度には、あらゆる手段を尽くしても回収の見込みのない債権について、「税外収入未収金に係る債権放棄の判断基準」を策定し、議会の議決を経て権利の放棄を行うなど課題の解決に向けた取り組みを進めている。

今後は、これらの債権管理における支援体制について定着を図るとともに、効果を検証し継続的な取り組みを推進していく。

### (3) 延滞違約金の発生ベースでの収入計上について（意見）

債還金等を支払期日までに支払わなかつた場合には支払日までの日数による違約金を徴収するが、現状では、違約金は各支払期日に支払うべき延滞元金が完済された場合にのみ計上している。各年度末では、発生ベースで計上することは可能であるので、支払期日ごとに支払うべき延滞元金が完済されていないくても、発生ベースで収入計上すべきである。

### 2. 中小企業近代化資金特別会計 (1) 高度化資金の制度運営について（意見）

山梨県中小企業高度化資金第三者委員会報告書等を受け、平成24年9月に改善策検討プロジェクトチーム報告書が作成された。

貸付に関する改善策については、県議会への十分な情報提供を望むとともに、外部の専門家の継続的な開示を検討されたい。債権保全に関する改善策については、直貸を前提とした民間金融機関を巻き込んだモニタリング強化が挙げられているが、回収については、報告書にあるように債権回収会社等に委託するべきである。滞留債権の処理については、支援対象と回収処理対象の貸付け先の判断を明確にし、処理の先送りがないようにすること等の事項に十分留意し進め、既存の貸付金については回収に努め、新規の貸出しについては貸出方法も含め慎重な対応が必要である。

### (2) 債還猶予債権の管理について（意見）

平成24年9月末現在の高度化資金貸付残債のうち、償還猶予を受けているのは6団体、総額は28億6,200万円余、延滞債権扱いとなっているのは1団体1,600万円余である。これらは平成24年9月県議会で、債権譲渡の対象となつた貸付債権以外の残債である。償還猶予債権は不良

ることとなつてゐる債権が履行期限のあるものである場合には、当該履行期限が経過したとき、当該債権が損害賠償金又は不当利得による返還金に係るものである場合には、当該賠償又は返還の請求をするときとしていることから、国の規定に準じた事務処理を行つていく。

プロジェクトチームが取りまとめた改善策を受け、「山梨県中小企業高度化資金貸付規則」等関係規程について、平成25年3月に一部改正を行うとともに、既存の貸付については、平成25年7月から、全ての貸付先の債権管理、回収業務を債権管理回収会社へ委託し、貸付先の経営状況の把握、債権保全措置の強化等、専門的かつ効率的な債権管理の実施を図り、適時適切な経営支援を行つていく。

また、新規の貸付けについては、貸付限度額を設定するとともに、県議会への説明、貸付審査会の拡充等により審査の強化を図ることとした。

プロジェクトチームが取りまとめた改善策を受け、「山梨県中小企業高度化資金貸付規則」等関係規程について、平成25年3月に一部改正を行うとともに、既存の貸付については、平成25年7月から、全ての貸付先の債権管理、回収業務を債権管理回収会社へ委託し、貸付先の経営状況の把握、債権保全措置の強化等、専門的かつ効率的な債権管理の実施を図り、適時適切な経営支援を行つていく。

また、新規の貸付けについては、貸付限度額を設定するとともに、県議会への説明、貸付審査会の拡充等により審査の強化を図ることとした。

新規の貸付けについては、貸付限度額を設定するとともに、県議会への説明、貸付審査会の拡充等により審査の強化を図ることとした。

債権とは区分されていないが、より厳格な管理を行い、回収が実現するよう十分な管理が必要である。

なお、延滞債権の1件1,600万円余について、早期の回収に努められたい。

(3) 倒産組合員等猶予制度による償還猶予債権の回収について（意見）

組合員の一部が倒産した貸付先で、倒産組合員等猶予制度により最終償還期限までの償還猶予が認められ、現在は据置となっているものがある。

この復債については、償還猶予経過後に残る組合員が返済することになつて、債務であり経営上多大な負担である。

償還猶予経過後の回収が実現するよう、猶予中の債務者及び連帯保証人の動向を逐一把握するとともに、期限後の回収につき十分留意されたい。

(4) 財務諸表監査の義務付け等のさらなる検討について（意見）

プロジェクトチーム報告書には高度化資金貸付制度に関する様々な改善案が提示されたが、さらに、次のような事項を検討することも必要と思われる。

ア 再生支援先の要件として、過去に不正行為がなかったかを判断項目とすべきである。

イ 貸付先の財務的な基礎の検証をするためにも、公認会計士・税理士等を経営支援のメニューに加えるべきである。ウ 一定額以上の貸付残高を有する貸付先については、公認会計士等の財務諸表監査を求めるべきである。

(5) 弁護士への確認に対する対応について（意見）

高度化資金は貸付対象者が主として組

債権とは区分されていないが、より厳格な管理を行い、回収が実現するよう十分な管理が必要である。

なお、延滞債権の1件1,600万円余について、早期の回収に努められたい。

(3) 倒産組合員等猶予制度による償還猶予債権の回収について（意見）

組合員の一部が倒産した貸付先で、倒産組合員等猶予制度により最終償還期限までの償還猶予が認められ、現在は据置されているものがある。

この復債については、償還猶予経過後に残る組合員が返済することになつて、債務であり経営上多大な負担である。

償還猶予経過後の回収が実現するよう、猶予中の債務者及び連帯保証人の動向を逐一把握するとともに、期限後の回収につき十分留意されたい。

(4) 財務諸表監査の義務付け等のさらなる検討について（意見）

プロジェクトチーム報告書には高度化資金貸付制度に関する様々な改善案が提示されたが、さらに、次のような事項を検討することも必要と思われる。

ア 再生支援先の要件として、過去に不正行為がなかったかを判断項目とすべきである。

イ 貸付先の財務的な基礎の検証をするためにも、公認会計士・税理士等を経営支援のメニューに加えるべきである。ウ 一定額以上の貸付残高を有する貸付先については、公認会計士等の財務諸表監査を求めるべきである。

(5) 弁護士への確認に対する対応について（意見）

高度化資金は貸付対象者が主として組

合であり、複数の組合員で構成されているため、一般的な貸付債権に比べ管理が複雑であるとともに、時効中斷などの手続きも単純でないことから、法的な判断を仰がなければならない場面が多くある。

これまでも、担当課が弁護士にその都度、確認を行ってきたが、メモでの引継ぎもある。継続的に弁護士の参加を求めるとともに、確認事項も書面でやり取りし、担当者変更にもスムーズに対応できるようしておくべきである。

(6) 担保物件の損害保険の質権設定について（指摘事項）

高度化資金に関する債務引受け契約において、債務引受者は残存債務に相当する金額以上の損害保険契約を建物に付し、当該損害保険証券を県に差入しなければならないが、試査を行った4件のうち1件の証券が差入されていなかった。至急、証券を入手し質権設定を行うべきである。また、差入されている保険証券3件のうち2件の質権設定契約に空白期間が生じている。空白期間が生じないよう手続きすべきである。

(7) 債権譲渡入札の予定価格について（意見）

高度化資金貸付債権の譲渡入札は、平成23年度に不調となつた入札1回、落札後仮契約を締結したものの契約解除となつた入札1回、平成24年度に1回の計3回の入札が実施されている。

入札の際には予定価格調査書が作成されており、第2回入札の予定価格算出過程における根拠不足が見られた。この入札は、契約解除により不履行となつたものの、予定価格の積算は最低落札価格を決定する

結果間弁護士に見解を求め、回答内容を口頭受理の方法により書面に残すこととした。

今後も、弁護士からの聞き取り内容に間違いがないように十分留意するとともに、担当者変更の際も正確かつ遺漏のないよう引継を行っていく。

なお、貸付金管理審査会委員に弁護士等を加えることができる」とし、より適正な債権管理に努めることとした。

また、質権設定に空白期間が生じないよう、債務者及び保険会社に余裕をもつて保険更新手続を行うよう依頼するところにより、適正な債権管理に努めることとした。

これにより、適正な財務諸表が作成されているか否か、等についても、受託会社の中小企業診断士等による検証、分析が効率的なかつ効率的な債権管理の実施を図っていく。

保険証券の差入れがなかつた1件については、債務者に差入れを求め質権設定を行つた。

また、質権設定に空白期間が生じないよう、債務者及び保険会社に余裕をもつて保険更新手続を行うよう依頼するところにより、適正な債権管理に努めることとした。

これにより、適正な財務諸表が作成されているか否か、等についても、受託会社の中小企業診断士等による検証、分析が効率的なかつ効率的な債権管理の実施を図っていく。

期待されるところであり、専門的かつ効率的な債権管理の実施を図っていく。

（7） 債権譲渡入札の予定価格について（意見）

高度化資金貸付債権の譲渡入札は、平成23年度に不調となつた入札1回、落札後仮契約を締結したものの契約解除となつた入札1回、平成24年度に1回の計3回の入札が実施されている。

入札の際には予定価格調査書が作成されており、第2回入札の予定価格算出過程における根拠不足が見られた。この入札は、契約解除により不履行となつたものの、予定価格の積算は最低落札価格を決定する

重要な資料であることから、積算根拠を明確にすることが必要である。

(8) 設備近代化資金貸付金の回収管理の徹底を図る方法の検討について（意見）  
設備近代化資金貸付金は、平成11年度まで県が直接貸付けし回収管理を行つたが、回収管理に関するマニュアルが活かされておらず、管理が不十分な状況となっている。特に時効管理等は法律的処理が必要にもかかわらず、十分な情報収集や引継ぎがなされず、管理に継続性がない。改めて、回収管理の徹底を図る方法を検討すべきである。

(9) 設備近代化資金の長期延滞債権の未処理について（指摘事項）

設備近代化資金の長期延滞債権については、平成14年度の包括外部監査でも処理を進めるよう指摘されたにもかかわらず未処理のまま残っている債権がある。管理コストと回収可能性を比較衡量し、回収不能と判断される債権については放置せず、不納欠損処理等検討すべきである。

(10) 設備近代化資金における違約金不徴収の判断指針の作成について（意見）  
山梨県中小企業近代化資金貸付規則では、知事が特に必要と認めた場合に違約金を不徴収とする取扱がなされている。しかししながら、どのような場合に、「知事が必要と認める」かの判断となる指針がないため、その都度の判断となり、公平性に欠ける恐れがある。不徴収とする判断指針を作成しておくことが必要である。

(11) 設備近代化資金における不納欠損の原因分析と時効援用者への厳格な措

県が有する債権については、「山梨県滞納債権処理方針」及び「山梨県債権回収及び処理マニュアル」による取り組みを進め、過年度を含めた滞納の縮減を図ることとしており、同方針等に基づき継続的に適切な債権管理を徹底していく。

（12）「中小企業金融のしおり」への記載事項について（指摘事項）  
当該冊子に小規模貸付に関する特認貸付の記載がなく、利用者に誤解を招く恐れがある。

(13) 国補制度の存続に向けた取組み等について（意見）

国補制度について、国は制度廃止を検討しているが、制度存続に向けて国に対して更なる積極的な提言等を行うことが望まれる。仮に、制度が廃止になった場合は、県単独制度の存続も検討されたい。

（14）設備資金貸付制度の積極的な利用に向けた取組みについて（意見）  
設備資金貸付制度の利用が自己資金要件により低調となっている。制度の趣旨を鑑みるとその要件等については再検討の余地があるため、国に対しても制度改正の働きかけを行うことが望まれる。

違約金の不徴収に係る規定は、償還が著しく困難と認められる場合に限り例外的に適用されることから、個々の事情を十分に斟酌するとともに、過去の事案とも比較衡量するなかで慎重な判断を行っていく。

(15) 公益財団法人やまなし産業支援機構（以下「支援機構」）の実績報告につ

置の検討について（意見）  
平成14年度の包括外部監査以降、不納欠損処理を行った2件は、いずれも時効援用によるものだが、時効援用に至った原因を分析し時効にならない手続に努めるとともに、時効援用者が安易に出ないよう、厳格な措置も検討すべきである。

（12）「中小企業金融のしおり」への記載事項について（指摘事項）  
当該冊子に小規模貸付に関する特認貸付の記載がなく、利用者に誤解を招く恐れがある。

（14）設備資金貸付制度の積極的な利用に向けた取組みについて（意見）  
設備資金貸付制度を含めた国補制度は、平成26年度末での廃止が決定しておらず、制度改正の働きかけは難しいと判断される。

しかし、同制度が積極的に利用されるよう、広報誌への掲載など制度の周知に努めていく。

いて（指摘事項）

平成 23 年度中に貸付決定が行われていたものの、設備の設置が平成 24 年度になつてから行わされた事案が、平成 23 年度実績として報告されていた。年度区分に注意されたい。

（1-6）支援機構に留保されている資金の活用について（意見）

貸付資金のうち 50%を民間金融機関から調達しているが、自己資金が留保されしており、効率的な資金運用の観点から自己資金を貸付金の原資として使用すべきである。

（1-7）支援機構との損失補償契約書の内容について（指摘事項）

県と支援機構との間で取り交わされた損失補償契約書が実際の運用と相違しているため、内容を吟味し契約書を見直すべきである。

（1-8）設備資金貸付事業に係る貸付診断業務の運用について（指摘事項）

平成 23 年度、設備資金貸付制度を利用した 19 社のうち、中小企業診断士による診断が行なわれたのは 1 社にすぎなかつたが、その効果を最大限活かすためにも、診断を必要とするケースを明確化すべきである。

補助金について（意見）

当該事業に係る事務経費として充足できる金額ではないと思われ、その算定方法について県及び支援機構の双方において検討が必要である。また、同事業の利用実績を向上させるため、貸付実績額を日」等を表示し年度区分の精査が行えるよう支援機構のシステムを改善した。

当該実績報告については、既に支援機構から県への変更報告により正済みである。また、実績の管理を行う「実績企業一覧表」に「設置金収入日」、「機械代金支払日」等を表示し年度区分の精査が行えるよう支援機構のシステムを改善した。

支援機構の年度末の預金残高は、翌年度当初の県への借入金の返済資金、機械購入や貸付の資金を確保しているため、時的に多額となるものであり、長期の貸付資金として活用できる資金的な余裕は少ない。

今後、支援機構の資金繰りに余裕が生じた場合は、自己資金を貸付金の原資として使用し、これにより削減された経費を利用者に還元するよう、県から支援機構を積極的に指導していきたい。

（2-0）支援機構の債権分類について（指摘事項）

貸付債権の分類を行っているが、支援機構独自の規定を設けていないため、明確な規定に基づいて債務者区分を適正に行い、債務者の状況に応じた債権管理を行っていくことが必要である。

これまでには、（財）全国中小企業取引振興協会が発行した債権管理マニュアルに基づき債権者区分を行ってきたが、新たに債務者全般の債務者区分を標準化した独自の「設備導入資金債権管理基準」を設けて、債務者の区分と管理を行うこととした。

（2-1）支援機構における延滞債権発生後の債権回収手続について（意見）

回収業務を合理化し、回収漏れのないようにするためにもマニュアルを作成し、業務の標準化を行う必要がある。

従来から貸付申請のあつた全件ではなく、必要なのみ診断を行ってきたところであるが、今後、財務上での返済能力に疑義があるときや、新規での貸付申し込みの場合など、診断が必要とするケースを明確化すべきである。

（2-2）支援機構における違約金等の徵収及び減免について（意見）

規定上、違約金及び遅延損害金を徵収

設備資金貸付事業に係る事務費補助金は、支援機構が同事業を行う際に、必要な事務費に対して、貸与事業を含めた全額の実績件数に対する設備資金貸付事業の実績件数分により補助金を算定している。このことについて、支援機構と検討をしたところ、必要な経費は事務費補助金により充足しており、今後不足が生じた場合は、隨時双方で協議を行うこととした。

また、支援機構は設立目的が中小企業支援であり、インセンティブの導入がなくとも最大限の努力を行うことは当然期待できるため、現状では必要ないと判断した。

支援機構における債権回収については、（財）全国中小企業取引振興協会が発行した債権管理マニュアルや独自の「未収債権管理基準」により行ってきたが、新たに「設備導入資金債権管理基準」を設けると共に、「未収債権管理基準」も見直した。

違約金及び遅延損害金については、経

することができるが、現在は一律免除している。債務者間の公平性の観点から減免は限定化すべきであり、また徵収及び減免について明確に規定することが必要である。

#### (23) 支援機構における償還の猶予について（指摘事項）

償還金等の返済が困難な貸付先に対し、債務の償還の猶予を、契約変更によって実務上で対応している。貸付先の返済能力に応じて現実的な対応をとることは必要であるが、明確な規定化を行ったうえで対応すべきである。

なお、県は猶予の決定等が適正に行われているか、チェックを行うべきである。

#### (24) 支援機構における未収債権の償却基準について（意見）

未収債権の償却基準として、「相当の期間にわたり債務者および連帯保証人から一切の金員の支払いがなく」と規定されており、少額の回収が続く限り償却が行われていない。償却基準を緩和し、償却後の債権管理を別途行うべきである。

#### (25) 支援機構の規定の記載誤りについて（指摘事項）

小規模企業者等設備貸与制度業務方法細則第20条で規定している内容に記載間違いがあったため、速やかに訂正すべきである。

#### (26) 支援機構が不動産担保を徵求するときの要件等について（意見・指摘事項）

済情勢や中小企業者の厳しい資金繰り状況から、支援機構では、やむを得ず減免を行ってきたが、明確な規定が無いため「遅延損害金の減免に関する基準」を新たに設けた。

支援機構では、資金繰りに支障をきたした貸付先に対して、経営状況や返済能力を精査し、必要と認められる場合は償還の猶予を行ってきたが、明確な規定が無かつたため、「返済条件変更に関する運用基準」を新たに設けた。

なお、県では支援機構からの報告に基づき、必要な書類を求めて、適正に行われているかチェックを行うこととしている。

**(27) 支援機構でのリース期間の設定について（意見）**

耐用年数省令による耐用年数以下とするよう運用上留意すべきである。

**(28) 反社会勢力チェックについて（意見）**

平成24年3月に、貸与対象者の要件に反社会勢力又はそわらと関連のある貸与先に該当しない事が追加された。これを機に反社会勢力チェックを制度化された。

支援機構では、未収債権の償却基準を厳しく運用しており、管理事務停止基準も同時に満たす内容としていた。今回、未収債権の償却基準を緩和し、要件に「回収金が未収債権残高に比して極めて少額で、完済が長期に渡る場合」を加え、償却後の未収債権の管理を行うこととした。

**(29) 貸賃借契約書の写しの徵収について（意見）**

本人所有以外の不動産に設備投資が行われる際に、支援機構は賃貸借契約書の写しを徵収し、契約内容の確認を行うべきである。

**(30) 支援機構における貸付審査等について（意見）**

支援機構の破産債権の管理台帳を精査したところ、①貸与時の審査が厳格でな

立てるごとに賃貸借契約書の意見を提出せしめ、必要に応じて契約内容を確認することとした。

①については、債務超過のうえ借入金

<p>いと思われる事例、②債権回収額、回収方法等が長期にわたり不確定な状況にある事例、③貸与中古設備の評価が不適切な事例が見られた。</p> <p>①、②については、債権償却を行うべきであり、③については、中古設備の適切な評価を行うべきである。</p>	<p>（3-1）支援機構のシステムの不備について（指摘事項）</p> <p>システムの不備のため、リスクシェルが行われた契約の償還期間終了時に行なるべき割賦販売設備の所有権移転手続きがなされていない事例や、再リース契約しないままリース設備を貸与している事例があった。システムの改善及び未契約分の契約を行うべきである。</p>	<p>たが、外部の専門家を含めた審査委員会を経て、返済能力ありと判断した案件である。②については、可能な限り多くの回収をするための例外的な措置であるが、今後は改正後の「未収債権管理基準」に基づき、適正な回収を行うこととし、設備の売却にあつては、新たに設けた「設備貸与・資金貸付対象設備等の売却に関する運用基準」により行うこととした。なお、①、②について回収困難な債権は債権償却を行った。</p>
<p>（3-2）支援機構における変更契約について（指摘事項）</p> <p>リスクシェルが行わたった債権に関する変更契約を締結しているが、その契約内容は負担する債務金額の確認と支払方法の変更契約に留まっている。同時に、リース期間の延長が行なわれているわけであるから、延長を明記する必要がある。</p> <p>また、リスクシェルに伴うリース期間の延長時には、リース対象設備の使用可能期間等に留意することが必要である。</p>	<p>支援機構では、債権期間をシステムで、中古情報を基に時価で評価を行うよう努める。</p> <p>支援機構では、債権期間をシステムで、中古情報を基に時価で評価を行うよう努める。</p>	<p>たが、外部の専門家を含めた審査委員会を経て、返済能力ありと判断した案件である。②については、可能な限り多くの回収をするための例外的な措置であるが、今後は改正後の「未収債権管理基準」に基づき、適正な回収を行うこととし、設備の売却にあつては、新たに設けた「設備貸与・資金貸付対象設備等の売却に関する運用基準」により行うこととした。なお、①、②について回収困難な債権は債権償却を行った。</p>
<p>（3-3）支援機構における短期延滞債権の債権区分について（指摘事項）</p> <p>短期延滞債権は第1分類（正常債権）として債権区分しているが、決算書の内容等から当該債権区分が適当であるか疑問となる事例も見受けられることがから、債権区分について慎重な検討が必要と考える。また、延滞債権の管理について規定化し、管理することが望まれる。</p>	<p>（3-4）支援機構におけるリスクシェルされた債権の区分について（指摘事項）</p> <p>債権のうちリスクシェルしているものが多額に上り、それらの内、債権区分が不適切と思われる事例が見られるため、適正な区分を行うべきである。</p>	<p>たが、外部の専門家を含めた審査委員会を経て、返済能力ありと判断した案件である。②については、可能な限り多くの回収をするための例外的な措置であるが、今後は改正後の「未収債権管理基準」により回収困難な債権は債権償却を行った。</p>
<p>（3-5）支援機構による貸付設備等の売却方法について（意見）</p> <p>債権の回収が困難となつた場合、貸付設備や担保物件を売却して回収資金に充当しているが、売却手続きの透明化や合理化を図るために、売却方法等を規定化して明確化すべきである。</p>	<p>（3-6）支援機構による連帯保証人からの回収について（意見）</p> <p>返済額の算定時には連帯保証人の自己申告により収入状況を把握し、返済額の合意を行なっているが、収入状況や財産内容の調査を行い、代位弁済額の決定を行うべきである。</p>	<p>（3-7）支援機構の債権管理表について</p> <p>滞留債権の管理のために「債権管理表」を作成し、月々の入金状況等を確認しているが、入金額の記載漏れや備考欄の記</p>

載が事実と異なっているものがあった。

当年度の延滞状況と回収状況を記載しているものであるが、今後は管理の実効性が上がるよう、債権管理表の見直しを行うこととする。

(3-8) 連帯保証人の資格要件について  
(指摘事項)

第三者保証を要件としているが、資格要件の緩和も含めて支援機構は、その内容を検討すべきである。また、連帯保証人の所得や資産内容について十分な調査を行うべきである。

支援機構の業務方法細則第6条に「前項の規定にかかわらず、他に連帯保証人のない場合でやむを得ない事由があると認められるときは、審査委員会の意見をもって要件を変更することができる」と規定しており、外部の専門家を含めた審査委員会において、個別案件毎に連帯保証人の要件を審議している。

なお、資格要件の緩和については、現在、第三者保証のあり方が、法務省諮問機関の法制審議会で検討されているところであり、今後の民法改正の推移を見守りつつ、対応していくたい。

また、連帯保証人の所得や財産については、十分な調査を行う。

(3-9) 連帯保証承諾書の記載不備について  
(指摘事項)

支援機構が貸付を行うにあたり、連帯保証承諾書に記載不備なものが見られた。

支援機構において、申込時点で記載内容を確認し、資力の判断に必要な情報に不足がある場合は、内容の確認を徹底することとした。

(4-0) 損害保険の付保について  
(指摘事項)

支援機構が実施した小規模企業者等設備貸与事業において、損害保険の付保に開き、損害保険証券を支援機構に質入れさせていない案件や付保額不足のリース案件があった。

損害保険証券を支援機構に質入れさせていなかつたのは、貸与先企業で動産総合保険に入れており、対象設備のみの質権設定ができなかつた案件である。しかし、今後は、債権保全のため、保険証券を質入れしてもらうか、又は別途損害保険に加入してもらうこととした。

3. 農業改良資金特別会計

(1) 農業改良資金の償還金の支払猶予措置について (指摘事項)

農業改良資金については、一定の「やむを得ない理由」が生じた場合には、債務者等の申請により償還金の支払を猶予することができることになっているが、主債務者本人が死亡の場合において連帯保証人に対して支払猶予の対応をしていない場合があった。

支払猶予の申請は債務者等が行うものであるが、延滞違約金の発生を防止するために、当該申請の情報提供を行うべきである。

(2) 農業改良資金の違約金に係る時効中断の処理について (指摘事項)

主債務についての時効中断の手続が行われているが、違約金 231 千円について時効期間が経過している事例が見られた。

回収可能な債権である限り主債務のみならず、違約金についても時効中断の管理を適切に行うべきである。

(3) 農業改良資金の支払猶予決定時の支払計画の作成について (意見)

支払猶予の決定が行われた場合、「当初の償還方法」を変更し、改めて変更後の「償還方法」について合意されるが、現状では猶予を受けた支払期日の金額が單純に次回の支払期日の金額に上乗せされるだけである。主債務者の支払い能力に応じて現実的な支払方法へ変更して「変更後の償還方法」を決定すべきである。

付保額不足については、計算ミスが原因であつたことから、再発防止のため、支援機構でのチェック体制を強化した。なお、不足分は、増額措置をとった。

債権者と面談又は電話連絡を行うこと

で、健康状況等を把握し、支払猶予の可能な債務者には、支払猶予の情報提供を行なう。

債権者に面談又は電話連絡を行なうことで、健康状況等を把握し、支払猶予の可能な債務者には、支払猶予の情報提供を行なう。

債権者と面談又は電話連絡を行なうことで、健康状況等を把握し、支払猶予の可能な債務者には、支払猶予の情報提供を行なう。

	(4) 農業改良資金の支払猶予の申請や期限延長等について（指摘事項） <p>①支払猶予の申請は償還期間の30日前までに融資機関に提出しなければならないとの規定があるが、30日前に申請されないとのケースがあった。</p> <p>②償還猶予期間が終了する際は終定償還の最終年に償還猶予期間の更新を行うことが可能とされているが、償還猶予期間が終了する前の支払猶予であるにもかかわらず、期限延長されているケースがあつた。</p>
--	--

	(5) 農業改良資金の延滞債権について（意見） <p>法人については連帯保証人は第三者ではなく、その代表者や配偶者等を原則として入れるべきである。</p> <p>また、貸付金が一定額以上の場合で、延滞している融資については、より確実な債権保全のために、より支払能力のある連帯保証人の追加又は交替を行い、物的担保の微求や譲渡担保の設定等を検討すべきである。</p>
--	---

	(6) 農業改良資金の長期延滞債権について（意見） <p>債権管理については山梨県農業改良資金債権管理要領を定め、また山梨県債権管理ガイドライン等に従い管理を行っているが、長期延滞債権については主債務者や連帯保証人に対して法的な措置を含めてより積極的な回収策を検討すべきである。</p> <p>また、回収不能な債権についてはモラルハザードに留意しつつ、不納欠損処理をより進めるべきである。</p>
--	--

	(7) 農業改良資金の収納事務に関する意見 <p>農業協同組合等への委託について（意見）</p> <p>農業改良資金の直貸に係る債選金の収納事務を農業協同組合等に委託しているが、農業協同組合等は当該借受者に対しでプロパーの貸付を有している場合もあることから、猶予等を行っている場合には債権の償還について、農業改良資金の償還がプロパー貸付に対して後順位となることのないように特別に注意を払うべきである。</p> <p>また、本来はこのような場合には当該JAに対しては収納事務を委託すべきではない。</p>
--	---

	(8) 農業改良資金の支払猶予の終期の明確化について（指摘事項） <p>主債務者本人死亡の場合において支払猶予の申請を行うことができるが、その終期についての判断に当たって拠るべき規定やマニュアル等がない。</p> <p>債選金の支払が遅延している場合において、支払猶予が適用される場合には延滞違約金は発生せず、一方延滞と取り扱われた場合には延滞違約金が生じることとなる。</p> <p>したがって、支払猶予がいつまで継続するかを明示する必要がある。</p>
--	--

	(9) 山梨県就農支援センターの就農支援資金の貸付について（意見） <p>財団法人山梨県農業振興公社内にある山梨県就農支援センター（以下就農支援センター）での就農支援の貸付は、平成19年度以降の貸付実績がなく、このままでは、県より借り受けた貸付用の資金は県への償還に充てられるのみとなる。就農支援センターは、当該貸付資金が有効活用されるように努めるべきである。</p> <p>なお、今後の貸付実績が乏しい場合には、制度の見直しや県への繰り上げ償還</p>
--	---

	農業協同組合等への委託について（意見）
--	---------------------

	農業改良資金の直貸に係る債選金の収納事務を農業協同組合等に委託しているが、農業協同組合等は当該借受者に対しでプロパーの貸付を有している場合もあることとする。
--	--

	債権者の経済状況が回復する等、支払猶予の申請を行なうことができるが、その終期についての判断に当たって拠るべき規定等を明示したマニュアルの作成を検討していく。
--	--

	債権者の経済状況が回復する等、支払猶予の申請を行なうことができるが、その終期についての判断に当たって拠るべき規定等を明示したマニュアルの作成を検討していく。
--	--

	県の施策上、就農支援資金の貸付は重要な位置を占めているため、資金制度の有効な活用がなされるよう、県立農業学校や各JA等を通じ、新規就農者に対して制度周知等を積極的に行っていく。また、就農支援センターに対しても積極的に制度周知の取り組みを行うよう、指導していく。
--	--

を検討する必要がある。

(10) 就農支援資金の就農支援センターから県への償還について（意見）

就農支援センターでの認定就農者からの債権回収は、平成15年度における貸付の償還期間 20 年の契約が最終となるので、平成 34 年で終了となる。それに対し、県への最終償還期限は平成 30 年である。

また、延滞債権が存在するので、県との償還計画通りの返済を実施すると、償還原資が不足し、その資金を就農支援センターが負担する状況に陥る恐れがある。県は、就農支援センターが資金負担を負わないような仕組みを検討すべきである。

(11) 就農支援資金の貸付手続きに係る不備について（指摘事項）

就農支援資金貸付にあたり保証人から保証意思確認書を取っているが、貸付書類を確認したところ、借入欄が空欄のままとなっている案件と、フルネームではなく姓しか記載されていない案件が存在した。

貸付にあたり收受書類の不備を確認することは当然のことであり、保証要件を満たすよう徹底されたい。

また、事業が完了した場合には、研修報告書または就農届出書等を提出させることになっているが、確認できない案件があるため、報告書回収を徹底するべきである。

(12) 就農支援資金の貸付目的の明確化について（指摘事項）

就農支援資金には就農研修資金・就農準備資金・就農施設等資金があり、それぞれ貸付目的が異なる資金の貸し付けで

就農支援センターは、県内の新規就農者のサポートを実施していく上で非常に重要な組織であることから、県としても償還期間の延長や償還猶予期間の創設、追加融資等について検討を行い、就農支援センターの経営体制の健全化に努めていく。

(13) 就農支援資金の貸付後の管理の徹底について（指摘事項）

借受者が離農した場合には、一時償還請求すると共に、回収に必要な措置を講じなければならないが、貸付書類を確認したところ、借受者が就農に至らず離農したにも係らず、一時償還請求していない案件があった。

また、貸付に際しては「就農支援資金貸付審査表」を作成し貸付要件の確認を行っているが、貸付後のチェックリストや回収マニュアルがないため債権管理が不十分な状況となっている。

チェックリスト等の整備を図る等、管理制度の徹底を図られたい。

(14) 就農支援貸付金貸付要領の記載内容について（指摘事項）

就農支援センターでは、償還期日を経過したことによる違約金を徴収し、収入計上している。融資機関が違約金を徴収した場合には県に対して納付することとなっているが、就農支援センターについてなっているが、確認できない案件では「山梨県就農支援資金貸付金貸付要領」等に、その違約金の取扱いに関する記述がない。

就農支援センターについても、違約金の返還義務を要領等に明記する必要がある。

(15) 就農支援資金の貸付債権の保全措

あるが、「養鶏技術取得」という同一目的で就農研修資金と就農準備資金を各々の限度額まで貸し付けている案件がある。

資金目的の混同は結果として限度額を超えた貸付の実行であり、ルール違反と言わざるを得ない。

貸付目的を安易に拡大解釈することは厳に慎むべきである。

就農支援資金借受者が離農した場合の措置については、関係法令等に基づき適切な対応がなされるよう、関係機関を指導していく。

また、就農支援センターにおける就農支援資金貸付後債権管理については、各金融機関で使用している債権管理マニュアル及び県の債権管理方針を参考に、独自のマニュアルを作成するよう指導していく。

支援資金貸付後債権管理については、各金融機関で使用している債権管理マニュアル及び県の債権管理方針を参考に、独自のマニュアルを作成するよう指導していく。

施について指導していく。

置について（意見）

就農支援資金の貸付は、平成23年度末で延滞債権が5件発生しており、債権の保全のため次のような対応を検討すべきである。

①連帶保証人は、概ね60歳以下とされているが、その年齢を超過している事例も見受けられる。貸付期間に応じた年齢制限も必要と思われる。

②償還期間が長期に及ぶ貸付となるので、その間債権者と接触し、経営状況の報告を求め、指導を行うことも必要である。山梨県就農支援センターの相談窓口としての指導的機能を生かし、債権の保全措置を図るべきである。

4. 市町村振興資金特別会計

(1) 貸付対象となる事業の見直しや一般会計への繰入について（意見）

市町村振興資金特別会計における貸付事業については、最近5年間の予算額に対する執行率は低調である。当該貸付事業は市町村の資金需要に依存する面はあるが、県から積極的な活用方法を提示すれば、県からも必要と思われる。また、資金需要が今後も低調と認められるのなら、剩余金3,698百万円のうち資金需要予測にに基づく必要額を残し、差額を一般会計へ繰入することも検討すべきものと思われる。

(2) 辺地振興資金及び過疎地域振興資金について（意見）

利用実績が少ない辺地振興資金及び過疎地域振興資金については、廃止も含め検討し、制度の廃止を前提として貸付金残高が適切に償還されるよう留意すべきである。

(3) 百花繚乱まちづくり推進資金特別分の貸付について（意見）

平成22年度、23年度に公園建設事業に対し、景観形成のための特別分として貸付を行っているが、公園等整備事業は一般分の貸付として例示されており、景観形成と判断した理由が曖昧である。公正な貸付けのため判断基準を明確にし、周知すべきである。

(4) 市町村振興資金貸付後の実地検査（特別分）について（意見）

貸付後の実地検査は「必要がある場合」のみではなく、原則として行うことが望ましい。特に特別分の貸付の場合には、対象事業に該当しているかの確認を行うことが重要であることから、原則として全ての貸付について行うべきである。

(5) 市町村振興資金の完了検査調書について（指摘事項）

市町村振興資金金融通申込書には、完了検査調書又はこれに代わる書類の添付が義務づけられているが、完了検査調書の中には、市町村としての承認がされないか不明確なものや、検査員の所属や検査立会人の所属が不明確なものが存在しました。また、単年度剩余金を一般会計へ繰出することとし、剩余金が過大とならないように管理するよう改善した。

る。

(6) 市町村への借用証書の返還について（意見）

市町村振興資金については、貸付を実行し、債権回収が完了しても、今まで借用証書を返還したことは一度もない。今後は、貸付金が完済された段階で借用証書を返還することが望ましい。

景観形成のための特別分に係る平成25年度以降の新規貸付は、休止することとしたため、再開する際には、判断基準を明確にし、周知する。

平成24年度以降の特別分の貸付について、原則として全ての事業で実地検査を行うこととした。

市町村の責任で確実に完了検査が行われることを示す書類を提出してもらい、内容確認を行うこととした。

市町村の責任で確実に完了検査が行われることを示す書類を提出してもらい、内容確認を行ったことを示す書類を提出してもらい、内容確認を行うこととした。

貸付金の完済時に請求があった場合、借用証書を返還することとした。

5. 商工業振興資金特別会計				
(1) 信用保証協会への貸付について(意見)				
県は、信用保証協会に対する短期貸付金について、3月31日に全額回収し、翌4月1日に残高に見合う金額を再度貸し付けている。当該貸付については、期中には追加貸付を行うのみで、返済分に見合う分の回収を行っていないため、平成23年度においては、多額の資金が信用保証協会に固定化されてしまっている。固定化する資金が少なくなるような貸付方法を検討すべきである。	現在の貸付制度は、対応可能な事務量の範囲内で貸付金の固定化を最大限招かないようにした方式である。 現行の金利水準では、回収された資金から得られる利息よりも複数回の回収に要する経費の方が多額となることが見込まれることから、当面、現状の貸付方式で運用していくこととしたい。			
(2) 活用頻度の低い制度の広報について(意見)	制度融資は、金融機関の主導で行われることもあるため、活用頻度の低いものが多数受けられる。金融機関のみならず、県内商工業者に周知されるように広報する必要がある。	これまでにもホームページやパンフレット、広報誌等での広報を行ってきたが、商工団体等の広報誌等にも積極的に掲載していくこととし、制度の周知を進める。		
(3) 制度融資の整理統合等について(意見)	制度融資は、パンフレットの作成が、一部制度に限られていることもあり、結果として10年以上活用されていない制度もある。利用されていない融資は広報に努め利用を促すか、廃止を検討すべきである。そのうえで、総花的な現在の制度融資を整理統合し、よりわかりやすいメニューとすべきである。	広報に努めるのと同時に、金融機関や商工団体と意見交換を進めるなかで、利果と見込めない制度については、他の制度に統合するなど、制度全体の整理・統合を進める。		
(4) 提出書類の不足について(指摘事項)	融資条件の変更の際には、財務書類、最近3ヶ月の受注量、売上高等が確認できる関係帳簿等の写しを微求することが、融資条件の変更に係る事務取扱要領」に定められているが、当該必要書類が徵	(6) 融資要領等の記載について(意見)	(5) 要件の明確化について(指摘事項) 経済変動対策融資の連鎖倒産防止関係の要領に「倒産等」とあるが、具体的な例に乏しく、どの範囲まで融資対象としているのか不明瞭である。借手側が的確に判断できるように、倒産等の事象を列挙し明示する必要がある。	求されていなかった事例があった。要領に従った事務を行う必要がある。
		(7) 保証なし融資におけるモニタリング等の実施について(意見)	信託保証協会の保証をつけずに行われた融資については、金融機関の責任により必要なモニタリング及び支援が行われており、当面、現在の方式を継続したい。	経済変動対策融資(連鎖倒産防止関係)の要領については、関係機関と意見交換を行い、事例を明示する等より分かりやすくものとする。

モニタリングの実施及び業況報告書の提出を求めるべきである。

(8) 保証協会に対して行う検査について（意見）

要綱には、保証付き融資の可否決定は保証協会の決定をもって、県の決定とする旨を定めている。そのため、県では融資決定が適正に行われているかを検査するため、「商工業振興資金の検査マニュアル」を作成し、その手続等について定めているが、マニュアルに定められた検査日時について遵守されてはいなかつた。

県の行う検査の重要性は高いものであると考えられるため、定期的かつ確実に検査の実施を行うべきであると判断される。

(9) 調査を行う者の範囲について（意見）

制度融資の利用に際しては、商工会議所又は商工会等が作成した診査書の提出が求められているものがあるが、そのことが融資を申し込むに当たっての一つの障害になっているものと思料される。融資利用希望者の利便性向上のためにも診査を行う者について、その範囲の拡大を行なうべきである。

明記した上で行うべきである。

(2) 林業・木材産業改善資金における山梨県森林組合連合会及び各森林組合の事務委託契約について（意見）

要綱第16条第2項の規定及び既存の検査マニュアルにより、平成25年度は、毎月の検査日程を示して検査を行つておらず、今後も定期的かつ確実に検査を行つていく。

要綱の保全及び取立てに関する事務に

山梨県森林組合連合会及び各森林組合と事務委託契約を締結している。契約内容は貸付債権の保全及び取立てに関する事務であり、償還金に対して一定の事務委託手数料が支払われている。これらの業務は県が主体的に行っていることから、連合会等に対する委託の必要性を検討すべきである。なお、平成24年度の契約書に日付の記載が洩れています。

債権の保全及び取立てに関する事務について検証を行い、連合会等に対する委託を見直すこととした。

また、契約書の日付漏れについては、修正を行った。今後とも適正な契約の締結を行っていく。

(3) 林業・木材産業改善資金の県直貸融資における償還計画の作成について（指摘事項）

県は延滞を生じた借受者に対して林業・木材産業改善資金の償還計画書を提出させている。しかし、借受者と協議した内容で県が償還計画書を作成し、借受者が当該計画に同意した場合に正式な償還計画書として提出されている事例が見られた。償還計画書は本来借受者が主体的に作成するものである。

(4) 林業・木材産業改善資金の県直貸融資における連帶保証人等について（意見）

林業・木材産業改善資金の平成19年度以前の直貸融資においては、債権保全のために連帶保証人を立て、貸付金額に応じて連帶保証人の数を定めている。実務上では第三者保証を原則としているが、借受者が法人の場合についてはその代表者を連帶保証人に入れるべきである。

また、一定額以上の貸付金については、担保を徴求しているが、より確実な債権

平成24年度からは、手数料の割落率を契約書に明記して運用している。

6. 林業・木材産業改善資金特別会計  
(1) 林業・木材産業改善資金の融資機関等に対する事務委託手数料について（指摘事項）  
県は林業・木材産業改善資金について融資機関等に対して事務委託手数料を支払っているが、一部の融資機関等について手数料の割落が行われている。当該措置は要領等、契約書に明記されておらず、運用上行われている。要領等、契約書に

保全のために譲渡担保の設定等を積極的に検討すべきである。

(5) 林業・木材産業改善資金の貸付申請審査について（意見）

林業・木材産業改善資金の貸付申請審査において、保管すべき書類や会社登記簿等を追加して入手すべき確認書類、保証の有無を確認する等追加すべき確認事項がある。より適正な貸付審査を行うために、これらの入手や確認を検討されたい。

(6) 林業・木材産業改善資金貸付後の改善効果の検証等について（意見）

林業・木材産業改善資金の貸付資格認定を申請するに当たり、改善計画書を提出させているが、貸付後、計画通り改善が実現しているが、貸付後、計画通り改善は実現していない。改善資金の新規貸付件数は年間3、4件であり多いわけではないので、改善計画と実績の比較を行い、貸付の有効性も確認すべきである。

また、貸付後に林野庁へ提出する確認調査結果報告書の作成根拠が書類として確認できなかつた。記録簿などを作成し、作成根拠として保管しておくべきである。

(7) 林業・木材産業改善資金事業実施報告書の回収について（指摘事項）

借受者は、事業完了後30日以内に事業機関は報告後速やかに事業実施報告書を知事に提出しなければならないが、事業の完了から完了の報告までに5ヶ月かかっている案件が確認された。

結果として、融資機関から県に提出される事業実施報告書の回収も事業完了から5ヶ月となっていた。県としても貸付後

適正な貸付審査を行うため、意見を踏まえ、必要な関係書類について入手や確認、保管を行っていく。

(8) 木材産業等高度化推進資金制度における貸付について（意見）

平成24年度から、改善効果の検証を行い、計画と乖離している状況がある場合、指導を行うこととしている。また、林野庁へ提出する確認調査結果報告書の作成根拠となる記録簿等の様式を作成し、返済が終了するまで保管することとした。

(9) 林業・木材産業改善資金の貸付事務について（意見）

貸付手続きに必要な一連の書類は、チェックリストなどを作成してその有無を確認し、漏れなく保管（ファイリング）するべきである。さらに、貸付の目的通り事業が実行されているか、林業・木材産業改善資金借受者調査書によって報告されているかどうかの確認を行うことが必要である。

(10) 木材産業等高度化推進資金制度における金融機関からの貸付状況の報告について（指摘事項）

木材産業等高度化推進資金制度において、指定金融機関は貸付状況を毎月報告することとなっているが、実施されない場合がある。定期的に報告がない場合は、これを放置せず、督促するなどの措置を講じ、その貸付状況を適格に把握すべきである。

(11) 林業就業促進資金の制度の見直し等について（意見）

林業就業促進資金の貸付制度を利用した認定事業主は、過去10年間では1件のみである。当該貸付制度以外に、山梨県が実施している林業への就業を支援す

る事業管理を適切に行い、貸付規則を順守させるようすべきである。

(8) 木材産業等高度化推進資金制度における貸付について（意見）

短期資金として貸し出されている手形貸付について、手形の書換が行われることによって1年を超えて返済のないものがある。資金の返済がなく、単に手形の書換が継続する貸付については、短期資金扱いとすべきではない。

制度の趣旨に沿った運用が図られるよう、金融機関並びに借受者に指導する。

改善資金借受者調査書による報告漏れを防ぐため、必要書類のチェックリストを作成するほか、県の事務については複数の職員で確認を行うこととした。

関係書類の保管漏れや林業・木材産業改善資金借受者調査書による報告漏れを防ぐため、必要書類のチェックリストを作成するほか、県の事務については複数の職員で確認を行うこととした。

要綱どおりの報告がなされるよう指導を徹底していく。

今後の資金需要を調査し、その結果を基に、本貸付金制度の見直しを進めいく。

る助成金制度は多様にあるので、当該貸付制度の見直しや、資金の一部を一般会計へ繰り入れることなどを検討すべきである。

発行者 山梨県

甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番